

新環境ガイドラインに基づく異議申立手続きに係る
第10回パブリック・コンサルテーションの様態について

平成14年10月25日（金）、国際協力銀行8階会議室において、新環境ガイドラインに基づく異議申立手続きに係る第10回パブリック・コンサルテーションが開催され、50名以上の参加者の下、積極的な議論が行われました。

ここでは、会場の様態をお届けします。（なお、記名での発言の公開を希望された方については、参加者の名前を記名させて頂いています。ただし、参加者の皆様にご発言の内容は確認いただいていないため、文責は国際協力銀行にあることをご了解ください。）

国際協力銀行からの出席者：

総務部：	矢島次長、入柿課長、篠山調査役
金融業務部：	藤田課長、天野調査役
開発業務部：	山田課長、武貞調査役
環境審査室：	高岡課長、五辺調査役

矢島次長より冒頭挨拶

議論

（矢島次長）

事前にご覧になっていただいているとは思いますが、まずは、論点というよりもむしろ、初めてご覧になる方もいらっしゃると思いますので、順番にセカンドドラフトに沿って簡単にJBIC側から説明をしていただきたいと思います。ただ、その場合に、これまでのパブリック・コンサルテーションで大きく議論になってオープンイシューになっております点がいくつかございます。あるいは、文言の整理が必要であるという点がございます。具体的には、例えば、「基本原則」のところは文言の整理が必要である。それから、「申立の期間」はまだ方向性が定まっていない。一定の方向性としては、原科先生のほうから、融資契約決定前の段階で投融資部門が意見をどう聴取していくかというところをもう少し明確にルール化することによって歩み寄りが見られるのではないかとのご提言がございましたが、そのようなポイント。それから、並行二重手続きについてどう取り扱っているかといった点。あとは、方向観は出ていると思いますが、文言の修正ということで「情報公開」の点が挙げられるのではないかと思います。そのへんについては少し詳しく説明をしていただきながら、全体をまず説明していただきたいと思っております。

それでは、JBIC、お願いします。

（入柿課長）

それでは、お手元にお配りした「環境社会配慮のための国際協力銀行ガイドライン異議申立手続き要綱案改訂案」でございます。

まず「前文」のところでございます。ここについては維持したいと思っておりますが、前文についてはコンサルテーションの経緯を記述するというところでございまして、このコンサルテーションがすべて終わったところでここは入れたいと考えております。前回はこのドラフトを出すまでのコンサルテーションの経緯でございましたので、全部が終わったところで再度ドラフティングをして入れることとしたいと思っております。そういう意味で全文削除しているということでございます。

次のページでございます。まず異議申立手続きの「目的」のところでございますが、変更点としましては、2番目の のところで、「ガイドラインの不遵守を理由として生じた本行の投融資案件に関する具体的な環境・社会問題にかかる紛争に関して、その迅速な解決のため、当事者の合意に基づき」ということで、そのキャパシティを明確にすることにいたしました。

最初の のところの、この手続きの「目的」でございますが、「ガイドラインの遵守・不遵守にかかる事実を調査し、結果を総裁に報告すること」と、2番目の「対話を促進すること」と、この2点についてはこの場でほぼコンセンサスが得られたと思っております。

2番目の の「基本原則」のところでございますが、ここは、ここでの議論のほぼ結論でございましたが、行動規範と機関の属性に絞って整理するという形にしております。新しく付け加えたものが、まず「独立性」でございます。これは下のほうに、別の場所を書いてあったところでございますが、これを「基本原則」のところを持ってきて、「環境担当審査役は、本行の投融资担当部署、さらに融資業務を行う業務部署および環境審査部署から独立した機関として設置される」ということを明記いたしました。

一方、「中立性」「効率性」「迅速性」「透明性」については残してございますが、「補完性」と「濫用の防止」につきましては、プロセスそのものの問題ということで、この「基本原則」には入れずに、中のほうのプロセスのところにて記述するという形に整理いたしました。

次の でございます。こちらのほうは「環境担当審査役の権限と義務」ということで、当初は「位置付けと役割」ということで入れておりましたが、このところは、明確に「権限と義務」という形で整理いたしまして、文言を整理させていただきました。書いてあることはそれほど変わらないわけでございますが、最初の で、「環境担当審査役は、上記の目的を達成するため、以下の権限を有する」ということで、四つ書いております。一つは、「本行が保有する文書等、活動に必要な情報に自由にアクセスすることができる」ということ。情報へのアクセスであります。それから、「本行職員に対して、ヒアリングを行うことができる他、文書の提出を依頼することができる」。三つ目としまして、「本行職員以外の当事者を含む第三者に対して、ヒアリングの申し込み・アレンジを行うよう、本行関連部署に依頼することができる」。それから、「本行職員と同等に本店内設備を利用することができる」。この四つを入れております。

一方で、義務といたしまして、職務を忠実に遂行するため、まず「申立人および関係者の人権と商業上の利益に配慮し、申立人および関係者を不当に害するような行動を取らないこと」、それから、「その他、本要綱で定められる手続きを遵守すること」という形で整理をしております。

次からがプロセスに入るわけでございますが、「異議申立の手続開始要件」ということでございます。このところでは、一つ議論になっておりました「申立要件」のところでは、「現実に重大な被害が生じている」ということに限っていたわけでございますが、ここについては、被害が発生する可能性に多少言及いたしまして、「または将来重大な被害が発生することが確実に見込まれると考えられる案件に対して行うことができる」という形で、若干幅を広げております。ここにつきましては、ご意見の中で「明白かつ現在の危険」というワーディングがございましたが、それをそのまま使うのは、法律用語として確立した概念でございますので、若干違和感があると思ひまして、別の言い方に言い換えさせていただいております。ただ、気持ちとしてはそういうものでございます。

「申立人の要件」のところでございますが、ここも上と同じでございますが、「直接的な被害を受けた」あるいは「被害が発生することが確実に見込まれる」ということを入れました。

それから、「親族でない」というところについては、若干、プラクティカルな問題のご指摘もございましたので、ここは取ることにいたしました。

それから、代理人の規定をここに明確に置いております。「申立は、代理人を通じて行うこともできる。ただし、代理人を通じて行う場合は、申立人本人は特定されている必要があり、かつ代理人を介して申立を行う必要性および申立人と代理人との間で代理権の授権が行われていることの証憑が併せて提出される必要がある」ということでございまして、真正な代理人であることを証明していただくことを条件に代理人による申立を認めることとしております。

異議申立の「期間」でございます。このところは、まず、「異議申立は、以下に定められる期間に行うことができる」といたしまして、「すべてのガイドライン不遵守の指摘について融資契約調印後、貸出が完了するまでの期間に可能である」、原則としてこういう形で行きた

いと思っております。

融資契約調印以前の問題でございますが、「融資契約調印以前に外部から意見が示された場合には、環境担当審査役は、必要に応じて、投融資担当部署に移送し、投融資担当部署がかかる意見に対し適切に対応するよう依頼することができる。かかる移送が行われた場合、投融資担当部署はガイドラインに則り誠実に対応しなければならない」。この部分は大きな議論になりましたが、新たに融資契約調印以前の情報公開を環境ガイドラインに定めておきまして、その情報公開の間に意見が出た場合には投融資担当部署が責任を持って対応するというところをここに手続きとして入れ込みまして、それによって対応することにさせていただきたいと考えております。

それから、「貸出の終了後」について議論になりました。モニタリングについて貸出終了後も義務が残っている場合があるという指摘もございまして、それに対する不遵守もあり得るということでございますので、「貸出終了後は、ガイドライン上のモニタリングを実施している期間において、本行のガイドライン上のモニタリング規定不遵守を指摘する異議申立が可能である」という形で整理させていただいております。

「申立書の内容」の部分でございます。ここについては、申立の要件としまして「日本語、英語または現地の公用語」ということで、ここは若干範囲を広げることとしたいと考えております。「現地の公用語で申立書が記載されている場合には、環境担当審査役は手続きに先立ち、申立書を日本語または英語に翻訳することが必要であり、申立書の受理通知までに時間がかかることがあり得る」という、これも入れております。このへんは、このPCFでの合意事項であったと思います。

それから、「申立人の住所・連絡先」のところ、「プロジェクト実施主体に対する匿名を希望する場合には、その旨記載することができる」ということでございまして、これもPCFのご指摘を踏まえて入れたものでございます。

それから、(D)のところは、具体的な被害、直接被害のみならずということで、先ほどの修正と連動するものでございます。

それから、「ガイドライン違反」という文言がずいぶん出てまいりましたのですが、ここは正確に「不遵守」という形に全部書き換えております。

「プロジェクト実施主体との協議の事実」の部分につきましては、「当事者間の自主的な紛争解決に向けた努力を促すため、申立人は、プロジェクト実施主体との対話に向けた努力を行うことが求められる」。ここは、「協議の申し込み」とか、形式要件は設けないことといたしております。

(I)のところも、「本行の投融資担当部署に対する協議を申し込み」ということがございますが、このへんも形式要件を外すこととしたいと思っております。

この部分で、事前の情報の周知のところでございますが、「本行の広報部署は、投融資担当部署を紹介しなければならない」と入れておりますが、この後に本行投融資担当部署の義務規定を置きました。「ガイドラインの規定に従い、ステイクホルダーから提供される情報の重要性を認識し、これらを活用してスクリーニングおよび環境レビューを行わなければならない」ということで義務規定を置きまして、特に投融資契約決定前の投融資担当部署の義務を重畳的に定めたものでございます。

(I)の「情報公開への同意」については、後ろの「情報公開」のところ「当事者間の合意」を非常に限定的にしましたので、一般的にこれを入れる必要はないということで削除いたしております。

「記載事項の真実性にかかる宣誓」でございます。ここは意見がPCFでも分かれていたかとは思いますが、真実である旨の宣誓程度はいいのではないかと思いますので、この「宣誓」は残す。ただし、その後の調査費用の返還とかについては削除することといたしました。

5、6の「並行二重手続きの防止・一事不再理」「濫用の防止」については、ここでは削除しております。プロセスの部分に整理したということでございます。

次に、7ページでございますが、「異議申立手続きのプロセス」でございます。ここは、上のほうは同じでございますが、まず「申立書の受理と申立人への通知」については、申立書に申立人の氏名、連絡先が記載されている限り、5営業日以内に受理の通知を行うということです。これは同じでございます。

その後の流れとしましては、「予備調査」ということで、審査役が補正を行うというのが、上の1、2でございます。3番のところは、「濫用防止」のところをこちらのほうに入れておまして、「予備調査」の1項目であるということを確認しております。この内容は、もともと上のところに入っていたものとほぼ同一でございます。それから、予備調査の終了時期は、「原則として1ヵ月程度」。こちらは前回と同じでございます。

「手続きの開始決定」。この予備調査を経まして手続きの開始が決定されるわけですが、担当審査役はまず手続きの開始決定を総裁と申立人に書面で連絡するということ。

それから、2番目の としまして、異議申立が却下される場合には、事実とその理由を両方に連絡するということでございます。このへんは前回と同じでございます。

次の項目は、「予備調査に要した費用を申立人に請求することができる」とわざわざ書く必要もないということでございますし、不必要に申立を制限する可能性もあるということございましたので、削除させていただきました。

それから、二重手続きの防止・一事不再理の観点については、ここに整理しております。まず最初は、「並行二重手続きの防止」でございますが、「わが国および途上国の訴訟・行政手続き、国際機関の手続きその他の紛争処理手続きにおいて係争中のプロジェクトである場合には、本制度の目的および効率性を勘案し、適当と認められる場合には、手続き開始の決定を留保することができる」。この「留保する場合には、その旨申立人に通知する」ということでございます。で、「担当（審査役）は、その留保事由の消滅後、なお当事者より異議申立手続き続行の意思が確認されれば、手続きの開始を決定する」ということございまして、若干書きぶりを整理しております。

それから、一事不再理の観点につきましては、「過去に当該被害について紛争処理手続きが行われている場合には、申立は却下することができる。ただし、新たな事実に基づく異議申立はこの限りでない」ということで、新たな事実に基づくものについては当然のことながら受け入れるということを明確にしております。

それから、「異議申立の却下に関して、申立人が環境担当審査役に意見を書面で提出することができる」という規定を置きました。「環境担当審査役は、申立人の意見に対しては誠実に対応しなければならず、必要に応じて、当該意見を投融資担当部署に移送する」という手続きを盛り込んでございます。

次が、実際の「調査および対話の促進」でございますが、まずは、「ガイドライン遵守にかかる事実の調査」についてですが、ここも大幅に整理しております。まず最初は、「環境担当審査役は、ガイドライン遵守にかかる事実を調査するために、申立人と直接面会し、申立人から直接異議申立にかかる事項を聴取することができる」と、具体的により定めているということです。

それから、「環境担当審査役は、投融資担当部署にヒアリングを行って、融資契約締結までに行われた環境審査にかかる事実を確認する。また、環境審査に本行が利用した一切の資料を閲覧することができる」。この明確化を図っております。

それから、「環境担当審査役は、必要に応じて、申立人と同様の見解を有している住民、申立人とは異なる見解を有する住民、プロジェクト実施主体、専門家、ホスト国政府、その他関係者に対してヒアリングを行うことができる。ただし、申立人と投融資担当部署以外の関係者に対してヒアリングを行う場合には、投融資担当部署を介してヒアリングのアレンジを行う」ということございまして、ここは幅広くさまざまな関係者、ステイクホルダーからの意見を聴取するというのを盛り込んだものでございます。

それから（2）としまして、「紛争解決に向けた対話の促進」でございます。ここは、いちばん最初の は最初と同じでございますが、「紛争解決のために対話を仲介することができる

他、個別にヒアリングを行うことができる」という規定を入れております。

それから、各当事者への個別ヒアリングを中立的に行うという趣旨の規定でございますが、当初は「可能な限り同様の形式・回数」という形式要件のようなことを定めておりましたが、ここは、「中立性への信頼を損なわないような形態で行わなければならない」ということで、精神は同じでございますが、より一般的な表現に変えさせていただきました。

それから、「調査および対話の促進活動実施中の留意点」でございます。ここは、最初の部分は重大な虚偽記載等について書いておりますが、ここもわざわざ書くまでもないということで、削除いたしました。

2番目の は、「環境担当審査役は、手続き開始決定後、わが国および途上国の訴訟・行政手続き、国際機関の手続きその他の紛争処理手続きにおいてプロジェクトが係争中となった場合には、本制度の目的および効率性を勘案して、適当と認められる場合には、調査および対話の促進活動を暫定的に停止することができる」。ここは、却下ではなくて、先ほどと軌を一にしておりますが、「暫定的な停止」という形を入れております。「異議申立手続きの停止については、その旨申立人に通知する」ということと、「停止事由の消滅後、なお当事者より続行の意思が確認されれば、手続きを再開する」ということでございます。

それから、「5. 総裁への報告」でございます。対話の促進状況に加えて、「和解が成立した場合の当事者間の合意について報告書を作成して総裁に報告する」ということを定めたものでございます。ここも明確化を図ったということでございます。

環境担当審査役の報告のキャパシティでございますが、「ガイドライン不遵守の判断を下す場合には、必要に応じて、当該案件の不遵守状況を治癒するために本行が実施すべき事項を記載することができる」ということでございます。

3番目の は、「環境担当審査役は、ガイドライン遵守・不遵守にかかる事実が十分に確認できなかった場合」等々について総裁に報告するという。これは前回と同じでございます。

その次の が延長規定でございまして、「さらに2ヵ月を限度として対話の斡旋継続を認めることができる」ということでございます。ここも前回と同じでございます。

次の部分については、「環境担当審査役の報告書は、直ちに当事者に対して送付される」。これは欠落しておった部分でございますが、そこを埋めたものでございます。「当事者は報告書の内容に関する意見を環境担当審査役に提出することができる」。したがって、環境担当審査役の報告書に対して、それを送付された当事者がそれぞれから意見を提出することができるということでございます。「環境担当審査役はこの意見に対して誠実に対応して、当該案件のモニタリングに有用な事項を含むと考えられる場合には、意見を投融資担当部署に移送することができる」ということでございます。

次に、「投融資担当部署からの意見」でございます。ここも前回と同じでございますが、「異議申立受理後4ヵ月以内に、環境担当審査役の報告書に対する意見、および不遵守の判断の場合には今後のガイドライン遵守確保に向けた対応策等をまとめた意見書を書面で提出する」ということでございます。ここは、若干明確化させていただいたということでございます。

モニタリングの項目でございますが、ここは、環境ガイドライン上のモニタリングと言葉が混乱しやすいということなので、「フォローアップ」という言い方に変えさせていただきました。「環境担当審査役の報告、投融資担当部署の意見および当事者の意見を踏まえた総裁の指示は、投融資担当部署が実施する」。これはより文言を整理して分かりやすくしたということでございます。

さらにその後に、「環境担当審査役は、投融資担当部署による総裁指示の実施状況につき連絡を受け、毎年作成される年次活動報告書にて総裁に報告する。また、環境担当審査役が必要と認める場合は、その都度総裁に報告することができる」という、環境担当審査役のフォローアップにおける関与を明確化した次第でございます。

次は「情報公開」でございますが、ここにつきましては大幅に文言を整理させていただいております。まず最初の情報公開の手順でございますが、「異議申立が行われたときには、環境担当審査役は、受理の事実を5営業日以内に書面で通知する」ということ。それから、2番目が、

その調査開始についても当事者や申立人に連絡しますということ。それから、「意見書については、当事者に送付され、個人情報、法人情報、その他の法に基づき不開示とすべき事項の有無について確認したうえでウェブサイトで公開する」ということにしております。

それから、「環境担当審査役の報告書および投融資担当部署の意見書については公開が原則である」ということを述べておまして、原則公開の原則をここにまず挙げたうえで、「個人情報、法人情報、その他の法に基づき不開示とすべき事項については含まれないよう作成されなければならない。報告書としての構成上、個人情報、法人情報、その他の法に基づき不開示とすべき事項を記載することが不可欠である場合には、当事者に事前に同意を求めなければならない」、こういう言い方をしておまして、原則として、報告書にはそういった不開示情報は載らないということでございます。

それから、「その他、環境担当審査役が業務を通じて知り得た情報については、法の定めるところにより公開する」。「当事者の合意」については、若干誤解を与えやすいということで削除させていただきました。

次に、環境担当審査役の報告について、年次活動報告書ということで作成して本行ウェブサイト上で公開するという原則を定めております。なお、「年次活動報告書は公開のため作成される文書である」ということでございますので、「その内容に個人情報とか企業情報、その他の法に基づき不開示とすべき事項が含まれないよう作成する」ということを改めて定めております。

次は、同じでございますが、「連絡先を公開する他、活動内容が広く認知されるよう努力する」ということでございます。

「見直しおよび経過規定」でございます。まず「見直し」のところで、環境担当審査役の役割が明確でないということございましたので、ここは、「利用者および環境担当審査役からの意見・評価に基づき検討を行う」という言い方にさせていただいております。

以上でございますが、参考資料のほうは、そうした本文の変更を受けて、さまざまな改訂を入れております。全く新しく作りましたのが、8番の「環境担当審査役の年次活動報告書の骨子例」でございます。基本的には年次報告書のほうは環境担当審査役が構成も含めて作成することになるわけでございますが、最低限でもこういうものを盛り込んでということで、25ページのほうに入れさせていただいております。25ページのほうですが、まず、当年度の活動概要、利用者の声、総裁指示の実施状況、運営・実施体制というこの四つをここに掲げて〔 〕次第でございます。

手続きの改訂案は以上でございますが、もう1枚めくっていただいたところに、環境担当審査役の手続きのチャート図と、「環境担当審査役の設置要領」を交えております。ここににつきましては、前回簡単にご説明いたしたところでございますが、まず環境担当審査役は、本行の投融資担当部署から独立した機関として、環境担当審査役に2人を置くということ。それから、各異議申立についてはいずれかの環境担当審査役が担当することとする。また、当該申立を担当する審査役は、他方の環境担当審査役の意見を踏まえて報告書を作成するというにいたしました。

それから、次の でございますが、「任命」でございます。任命については、要件を書きまして、総裁が選考委員会の意見を踏まえて任命する。絶対的な要件としまして、本行業務と利害関係がないこと、日本語および英語に堪能であること、この要件を言って、以下の知見については「有することが望ましい」という表現に変えさせていただいております。まずは、法律に関する知見、環境に関する知見、国際金融および/または開発援助に関する知見。この上で述べました選考委員会につきましては、「産業界、開発途上国政府、NGO、本行等の中から、本行が公平に、かつ適正に選定した者により構成される」という形にしております。

環境担当審査役の任期でございますが、任期は原則2年として、1回に限り再任されることのできる。

事務局については、本行のほうで、担当審査役に関する事務を処理するために事務局を置く。事務局員は3名前後の本行職員から構成される。必要に応じ外部専門家を活用することができ

る。この要件を書いてございます。

このあたりは、前回ご議論したものの集大成ということになっておる次第でございます。

一応、ご説明のほうは以上でございます。

(矢島次長)

それでは、これから審議に入っていきたい、ご意見を賜りたいと思います。まずご紹介したいのは、きょう受付のところですのでお手元に配付されていると思いますが、きのうの午後に公開して非常に短期間でございますが、メコンウォッチ、F O E ジャパン、「環境・持続社会」研究センターのほうから、セカンドドラフトに対する意見書が出されております。ご参考としていただければと思います。

だいぶ論点は絞られてきて、これまでの議論がかなり正確に反映されているとは思いますが、冒頭お話ししたように、これまでのパブリック・コンサルテーション・フォーラムでは方向性が定まらなかった点も若干ございますので、そういう意味では、むしろ論点を絞るというよりも分かりやすく進めるという意味では、ページバイページで、大項目ごとにご意見を賜りたいと考えております。

1番目の「前文」のところは、内容がどうだというご意見がございましたが、現状では削除してございます。これは、最終的には、パブリック・コンサルテーションのあと数回、きょうと31日を今のところ予定しておりますが、そういったものと、その後、途上国政府に説明を行うということもございまして、そういったものを含めまして「前文」に記載する。

ただ、これは今後の段取りになりますが、ここで全体の方向観をいただいたうえで、その議論の収斂を基にしまして途上国政府に対して説明を行っていく、その後で、今のところ考えておりますのは、もう一度ホームページ上で公開いたしましてパブリックコメントを最終的に求める、そのうえで私どもとして最終決定を行うという段取りで考えております。その、途上国政府への説明を受けた後で、この「前文」につきましては記載をいたしまして、それでまた皆様方のコメントをパブリックコメントという形でいただきたいと、ここのところは考えております。

ここでございますか、何かご意見がございましたら、はい。

(メコンウォッチ松本氏)

パブリックコメントは非常にもちろんいいと思うのですが、できれば、一度でもいいのですが、こういう形でパブリック・コンサルテーション・フォーラムを最後に開いてもらいたい。このパブコメの段階で一度、ガイドラインのときのように開いてほしいというのがあります。

(矢島次長)

それはご要望としてJ B I C事務局はテイクノートしておいていただきたいと思います。

それでは、2ページ目でございます。ここの部分は、目的のところと、「基本原則」はかなり書き直してありますが、これまでの議論を踏まえたうえでシンプルで分かりやすくなっていると思います。手続きの「目的」と「基本原則」のところでもしご意見がございましたら、いただきたいと思います。はい、どうぞ。

(外務省高田氏)

意見というわけではないのですが、名称の議論は、いちばん最初にここで出てくるものから、ここでやるべきなのか、それとも、最後の別の表がありますね、「設置要領」、ここでやるべきでしょうか。どちらでしょうか。

(矢島次長)

名称のところは、最後の「設置要領」のところでお話いただければと思うのですが、よろしゅうございますか。

今は、2ページの「目的」と「基本原則」に限ってコメントいただければと思います。

(F O E 松本氏)

NGOのほうでいちばん最初に「目的」として、この中に入っていない二つを挙げさせていただいているのです。業務や政策の改善について環境担当審査役が意見をなんらかの形で述べるということは、このコンサルテーションの場でも合意されたと思うのですが、それをどのような形で入れていただけるのか、そこをお聞きしたいということと、透明性のアカウンタビリティを機能全体で確保していくということは、どこかに別な形で触れられているのでしょうか。その2点を、もう一度、私は遅れてまいりましたので、説明されたのかもしれないのですが、ご説明いただければと思います。

(矢島次長)

確かに、環境担当審査役はその対象となる異議申立の調査を通して制度の改善といった点があればそれは報告に含め得るであろうというのがこの場での議論ではあったと思います。このへんは明確に書いていないとか、あるいは……。そういう理解であるということは方向の流れだと思えます。その、業務の改善、政策の改善といった点は「報告書の中身」と「見直し規定」のところであろうと思いますが、その点、あとは、情報公開に絡むところだと思えますが、アカウンタビリティというところ。この2点のところ、J B I C、説明をお願いします。

(入柿課長)

まず、環境担当審査役が政策改善に対する意見を述べるができるということについては、ほぼあれだったと思うのです。若干明確には書いてないのですが、11ページの「見直しおよび経過規定」のところ「本要綱の見直しについて、環境担当審査役からの意見・評価に基づき検討を行う」としておりました、この要綱の見直しについて環境担当審査役に意見と評価をしていただくことをこの場で明確にしておるとい趣旨でございます。

それで、目的かと言われますと、そこは両様のご意見があったと思っておりました、意見を述べるができることは、11ページのほうで明記させていただいて、「目的」には含めなかったという次第でございます。

それから、アカウンタビリティの点については、「基本原則」のところ「透明性」と書いてございますが、ここで、行動規範と機関の属性に絞って基本原則は成立するということとさせていただきます。それから、「目的」のところ、「この手続きそのものがアカウンタビリティを高めるため」ということについてあえて入れてはいないということでございます。ここは、何をやるものなのかということをついに分けて整理したということでございます。この二つの整理とアカウンタビリティについては、並びで若干違和感があるとは思っております。

(矢島次長)

パブリック・コンサルテーションの整理でも、目的は、遵守・不遵守であり、さらにプラスして、J B I Cのできる範囲内であるということであるわけですが、問題の解決に向けた対話の促進と。そういう議論の中で政策改善云々というお話が出て、そういう意味では、目的というよりも、今J B I C側から説明があったような、「報告書の内容」とか「見直し」のところとかに入ってくるということですので、私の理解としても、「目的」ではないとも思っています。

(F O E 松本氏)

私も「目的」ではなくていいと思っているのですが、この11ページの記述で見ますと、「本要綱の見直し」ということで、要綱案の見直しに限定されているような記述の方法になっていると思えます。私たちの提案は、いわゆる要綱案だけではなくて、場合によってはガイドライン、あるいはオペレーション全体の問題についても、ガイドラインの範囲内だけでは限界がある問題というのも実際世界銀行の中で出てきているようですので、そういったものも含めた幅

広い意見とっておりましたので、ぜひそのところは修正していただきたいと思っているのですが、いかがでしょうか。

それと、透明性については「透明性」の項目の中で確かにありますが、「アカウンタビリティ」という言葉を確保していくところを、この「原則」の中でどこかに入れていただければと思うのです。

(矢島次長)

「見直し」のところは、ページごとにやっていきますので、最後のところで、少し、審査役の提言がどこまでを対象にするのかというのは別途明確にJ B I C 側にしてもらいたいと思います。この「アカウンタビリティ」のところは、J B I C 側の意見はどうか。

全体の構成に触れるところかとも思いますので、少し時間の節約も含めまして、その点はペンディングということで。もちろんアカウンタビリティはいちばん重要な考え方でございます。たぶん全体構成としてどこに入れるのかというのはまたあると思いますので、そこは少し検討してみてください。

よろしければ、3ページ目でございます。ここは、今まで「位置付けと役割」というのを、むしろ何ができるのだということを明確に書くべきだという指摘がありまして、何ができるのかということと併せて義務というものが発生するのだろうというのがJ B I C 側の考え方だと思います。ここは少し変わっておりますが、この「環境担当審査役の権限と義務」というところでご意見がございましたら、いただきたいと思います。

(メコンウォッチ松本氏)

細かい議論は後ほどですが、1点、最初の「権限を有する」の小さい・の三つ目です。ここは「ヒアリングの申し込み・アレンジを行うように依頼することができる」としか書いていないのです。ここについて、細かい議論は後でもう一度ありますので……。

(矢島次長)

調査のところですね。

(メコンウォッチ松本氏)

ええ。ここに関係したところはもう一回あるということをもまず予告したうえで、ここについては、文書の提出とかを依頼できるのかということが含まれていないのです。「第三者に対して文書の依頼ができる」という言葉を一言入れたほうがいいと思っているのですが、いかがでしょうか。

(矢島次長)

どうですか。

(入柿課長)

第三者との権利義務関係をここで定めることについては、若干、本行職員に対する権限と同等には扱えない部分があると思いますが、本行が第三者に対して文書の提出を求めることができる場合であれば文書の提出を依頼することも可能だと思っておりますので、その部分については整理させていただきたいと思います。

(矢島次長)

本行関連部署を通じて第三者に対して文書の提出を求めることはできるということですね。

(F O E 松本氏)

今の矢島さんのまとめですと、第三者に対しての文書の提出依頼は、「本行関連部署」を通

じてしかできないということでしょうか。

(入柿課長)

このあたりは、ローンアグリーメントに基づく権利義務関係に基づいて第三者に文書の提出とかヒアリング等を行うことができるという原則になります。その場合、ローンアグリーメント上、「本行の関連部署」と指定されているところは基本的には投融資担当部署でございますので、そこを通じてというのが、形式的には……。純粹に法律的に申しますとそういう形にならざるを得ないということでもあります。

(メコンウォッチ松本氏)

今の点は実は非常に重要なところでありまして、私は9ページのほうで議論しようと思ったのですが、似たような文言があるので、ここで議論したほうがよければ議論します。

(矢島次長)

議論していただいて結構です。

(メコンウォッチ松本氏)

分かりました。では、他の参加者のこともありますので、関連している部署が9ページにあります。9ページのいちばん上の大きい でして、ここに、特に「ただし」以降ですが、「ただし申立人と投融資担当部署以外の関係者に対してヒアリングを行う場合には、投融資担当部署を介してヒアリングのアレンジを行う」と書いてあります。これは、今、F O Eの松本さんが質問したところと同じ点です。これに対しては、われわれとすれば、ここに限定することは良くないと思っています。

一つには、アジア開発銀行のケースのときに、インスペクションパネルのケースのときに、インスペクションパネルの事務局が直接コンタクトを取れなかったために非常に調査が長引いたということもありますし、必要な書類がなかなか入手できなかったということもありました。これに対しては、A D Bの中では今、当然見直しが行われているわけです。その経験を考えると、関係者に対してのヒアリングあるいは文書の提出依頼をすべて投融資担当部署を通して行うというのは、私は、ふさわしくないと考えています。われわれが本日提出した意見書の中でいきますと、3ページ目のいちばん上に書いてあります。

われわれとしても、相手国政府の了解がなければその国での調査ができないということを考えれば、そうした現地調査のときに当該国政府の許可というのはある程度理解はできるのですが、それ以外について環境担当の審査役が直接事務局を通じてコンタクトを取れないというのは、調査上、今、申し上げたような問題が出てくる。かつ、これを行うことで、アジア開発銀行や世界銀行の3分の1程度しか調査機関が設けられていないこの制度の中で、仮称の審議役の人は相当苦勞をすることになる可能性があると思いますので、この文言は必要ない。今、入柿さんのお話したローンアグリーメントということ言えば、ローンアグリーメントに縛られていない人たちはたくさんいるわけですから、そこに対してもここで影響があるというのはあまり理解ができないのです。ここについて再度検討していただきたいと思います。

(矢島次長)

何か追加でコメントはありますか。

(入柿課長)

最後におっしゃった点ですが、「ローンアグリーメントに縛られていない方」とおっしゃいますが、基本的に、プロジェクトを実施しているのは実施主体でございますので、われわれのほうからローンアグリーメントを通じて調査等を行うことになります。縛られていない方にわれわれが自由にアクセスできるということではなくて、あくまでローンアグリーメントの規定

に基づいて実施主体とやり取りをするというのが筋でございます。さらに、プロジェクトの関係者に対してアクセスする際には、基本的には実施主体を通じていくということが形式的には筋だということでございます。

それから、ヒアリングのアレンジ等について投融資担当部署以外の者が行うことになると、実際には非効率になるかと考えております。投融資担当部署のほうであれば、ローンアグリーメントに基づいてもともと権限を持っていて、その権限に基づいてヒアリング等のアレンジを行っていくということございまして、基本的には、筋からいっても実効性からいってもこのほうが望ましいとわれわれとしては考えております。

(外務省高田氏)

質問ですが、ローンアグリーメントは国際協力銀行として結ばれているのではないのですか。私はL/Aを見ていないので分からないのですが、事務局とか投融資担当部署は国際協力銀行の中であるとみなせないのでしょうか。事実関係をおうかがいします。

(入柿課長)

担当部署を明記しております。

(矢島次長)

基本的には調印するのはトップのことが多いわけですが、コンタクト先、コンタクトポイントというのが明示されております。あとは、通常の文書の場合には、署名鑑等でその本人を確認したうえで正式なものと認めるということが、通常の手続きというのでしょうか、手順というのでしょうか、でございます。

(外務省高田氏)

それは担当がどこであるかというのを明記してあるということであって、ローンアグリーメントというのは国際協力銀行として結ばれているのではないのでしょうか。その担当部署だけが相手と契約しているのだ、他は関係ないのだということではないと思うのですが、いかがでしょうか。

(入柿課長)

そのところは、プロジェクトの管理の主体となって日常的にコンタクトを取る部署が定まっているということで、実際にも日常的なコンタクトはすべてここを通じてやっているというのが事実でございます。それ以外の部署からこういうアレンジを行うことについてはいろいろとヒッチもございまして。確かに国際協力銀行として結んでいるなら部署は関係ないではないかという話もあるかとは思いますが、基本的にはローンアグリーメントの中で部署を指定していて、そこがコンタクトを行うということをオーソライズしているわけですので、それ以外のところがコンタクトをする、しかも、このようなかなりプロジェクトのディテールに立ち入るような話をコンタクトするという点について、なかなか先方のご理解が得られないのではないかと考えている次第でございます。

(メコンウォッチ福田氏)

ちょうど高田さんがおっしゃったことと同じことを言おうと思ったのですが、法律的な問題としては、国際協力銀行がローンアグリーメントの一方の主体であって、基本的には環境審査役あるいは事務局が相手に直接コンタクトすることで法律上問題が生じるということとはよく分からないというのが1点です。

もう一つは、ローンアグリーメントの相手方は、プロジェクト実施主体の場合もありますし、あるいはエクспорター、いろいろな場合があると思うのです。基本的にはローンアグリーメントで縛られるのはその相手方だけであって、ここに書かれている、例えば、同様の見解を有

している住民、異なる見解を有している住民、専門家、もろもろ書いてあるのですが、こういったものは基本的にはローンアグリーメントで縛られる相手ではないわけです。効率性の問題としてとらえたときに、スムーズな手続きをやっていこうというときに、ローンアグリーメントの相手方には担当部署から行く、ローンアグリーメントの対象でない人は、さっきの入柿さんのご説明だと、担当部署からプロジェクトの実施主体、要するにローンアグリーメントの相手方に行って、そこからまたアクセスをお願いするという、非常に無駄な手続きになるのではないかと考える。基本的には、ローンアグリーメントで誰が縛られるかという、ここはそういう問題ではないのではないかと思うのです。

(入柿課長)

その点につきましては、例えば、住民にコンタクトをする際に、われわれが直接住民にコンタクトする、ここは申立人のほうは別でございますが、その他の関係者に直接コンタクトすることは基本的にありません。まずはプロジェクト実施主体を通じて話をするというのが基本になります。したがって、関係ないではないかということについてはあたらないのではないかと。

(メコンウォッチ福田氏)

もともとガイドラインそのものは「さまざまなステイクホルダーからの意見を」B I Cは直接歓迎する」という文言が含まれているのであって、いろいろな住民の意見はまずプロジェクト実施主体を通じてという発想自体がおかしいと思うというのが1点。

もう一つは、現実的に実施可能性を考えたときに、プロジェクトの実施主体、要するに、プロジェクトを推進している人に対して、「プロジェクトに反対している住民を紹介してください」と言うのは、非常に実際問題として困難なのではないかと。あるいは、向こうが拒否してくる、あるいは、実際に反対している人ではない人間を紹介されるといった、さまざまな問題が生じると思うので、実際問題として非常に難しいのではないかと思うのです。

(入柿課長)

そこは、すべてプロジェクト実施主体を通じてアポを取ると言っているわけではなくて、基本的にはそれが原則になるわけですが、プロジェクト実施主体の認知しているところでやりますよというのが基本姿勢です。したがって、そこでローンアグリーメントの関係が出てくるとのことだと思っております。

要するに、プロジェクト実施主体に全く何も知らせずにそういうことをすることはないということですよ。

(メコンウォッチ福田氏)

でも、そこを通じてアレンジをするというのでなければ、関係ないですよ、ローンアグリーメントの問題は。

(入柿課長)

でも、何のためにプロジェクトにわれわれが関与するかというと、ローンアグリーメントに基づいてやるということですから、関係ないことはない。

(矢島次長)

法律という意味では、まさにコンタクトポイントのところは日常プロジェクト実施主体と接しているということですので、例えば、いきなり環境担当審査役からレターなり電話が来ても非常に混乱するということがあるのだらうと思うのです。ただ、おっしゃるように、例えば、何回かコンタクトしたうえで、その後、ある程度分かってきたところで、それでも介さなければいけないのかという問題は、リーガルな面もありますが、効率性は非常に重要だらうという

ことを考えます。あと、プロジェクト実施主体が、審査役が例えば現地でいろいろヒアリングする場合に全く知らないというのはこれまた問題があると思いますので、通知する必要はあるのだらうと思うのです。「そういう意味での投融資担当部門を通じた実施主体とのコンタクト」という意味では、投融資部門を通じていかなければいけないという面はあると思うのです。最初のコンタクトは、いくらなんでもいきなりというのは難しいのだらうと思うのですが、実際に担当部署から紹介をして、何度かやり取りがあって、むしろその方がスムーズだという段階になってくれば、そこは少し考え方はあるのではないかと思います。それはJ B I C内でも検討していただいたほうがいいのではないかと思います。

(O D A ウォッチャーズ坂元氏)

だいぶこなれてきたので、私が申し上げることも若干踏まえておられる気もするのですが、基本的にこういう新しい制度を作る場合には、J B I Cの組織の筋というか組織の論理より前に、環境ガイドラインに関する調査の一貫としてこれは行われるということですから、目的は、調査の一環として行う場合に直接的に相手方に行ってもいいわけですが、そこは組織の問題と効率性の問題がありまして、審査役の便宜を図るという趣旨をおっしゃっているのではないかと思います。そういう意味で、審査役が、ルールとして便宜を図る場合にそれをするのは別に構わないのですが、それを取り立ててきっちりと縛る必要は、私は、ないのではないかと思います。いかがでしょうか。

(メコンウォッチ松本氏)

類似の点ですが、要するに、3ページの今議論している・の三つ目の「依頼することができる」というのは、まさに今坂元さんがおっしゃったようなポイントで、確かにパブリック・コンサルテーション・フォーラムでもこういう議論になったと思うのです。つまり、担当部署はちゃんと対応しなさいよ、この人たちは依頼ができるのだからちゃんと対応しなさいよという意味で書いてあるというのがあのときの入柿さんのご説明で、9ページの、ヒアリングのときにはここを通さなければいけないというのは、前回なかったわけです。今回ここで、私からすると、新たに登場した個所であって、ですから、9ページのこの最初の の書き方を改めてほしい。「依頼することができる」という文言そのものは私はあっていいと思っているのですが、9ページのほうの文言の書き方とセットで考えるとおかしいと思うわけです。

(矢島次長)

分かりました。今のところは、私の整理で、最初にいきなり、全くこれまでコンタクトのない人からレターが行くと混乱を招くということがあるのだらうと思いますので、そのところは十分に確保する必要があると思うのです。実際に調査が進む段階では、繰り返しになりますが、効率性が非常に重要であると思いますので、その観点から少しJ B I C側で検討いただきたいと思います。その個所としては、9ページの該当個所、ただし書きのところだと思います。

(F O E 松本氏)

確認ですが、この新しい制度ができた場合に、融資契約を結ぶときにJ B I Cはこういう制度を持っていますよということは明らかにされるのだと思っていたのです。もちろんいちばん最初はなんらかの投融資部門の方のお口添えがあったほうがコンタクトを取りやすいと思うのですが、この方々もJ B I Cの中の資料にアクセスができるということは、融資契約の中できちんと当然確保されると考えていてよろしいのでしょうか。

(入柿課長)

中の話で、融資契約にこの環境担当審査役の役割を書くということは今のところ考えておりません。この制度そのものについては、当然のことながら途上国にも借入国にも説明いたしますし、借入人にも説明いたします。ただし、この人について特別ローンアグリーメントに記載

することは考えていないということです。

(矢島次長)

それでは、3ページ目のところで特になければ、次の「手続き開始要件」、4ページ目でございます。まず、ここは項目ごとと考えておりますが、「対象案件」というところで、はい、どうぞ。

(発言者 A)

ここを含めて何か所か出てくるのですが、「将来重大な被害が発生することが確実に見込まれる」と。将来発生することが見込まれる点を含めたというのは大きな進歩だということで評価しておりますが、「確実に」という言葉が私は引っかかるのです。英語にした場合にこれがどういう言葉になるのかよく分かりませんが、少なくとも日本語的に考えた場合に「確実」というのは、相当高い、100%に近いような印象が私にはあるのです。実際に使われる場面として、選挙などの場合の「当選確実」という世界が思い浮かぶのですが、それはもう99%ぐらいの確率かと思います。実際問題としては、仮に申立人のほうでそれを証明しなければいけないという事態になったら、それはあんまりだと思えます。科学的な根拠を示さなければいけないとか、そんなことになったらたいへんなこととなりますので、使い勝手を良くするという意味で、この「確実に」という言葉は削除していただきたいと思えます。

(環境省小川氏)

同じ意見ですが、私は前回のときに法律用語を引いて、一般的に環境関係の法律では「恐れ」というのを使っていると。それに対して、「恐れ」というのはかなり広いではないかという感触のご意見があったと思えます。法律用語で言っている「恐れ」も、全く漠然とした恐れでいいということではなくて、ある程度客観的な根拠があって、そういうことを見込まれるということをおっしゃるので、全く主観的な話をしているわけではないのです。ですから、私は、国内ですでに使われているということを考えれば、「恐れ」という言葉のほうが適当で誤解がないと思えます。ただ、今の線で現在のドラフトを生かすとすれば、少なくとも今、財務省さんのほうからお話があったように、「確実に」というのを落として「見込まれる」とすることが必要だと思えます。

(矢島次長)

ここは因果関係のところでは非常に重要なポイントなのだろうと思えますが、J B I C 側の考え方をお願いします。

(入柿課長)

このところは、この場でも議論になったかと思えますが、「恐れ」ということで議論していたかと思うのです。確かに法律用語ではそういう使い方をされているのかもしれませんが、この場での意見交換の中では、「恐れ」とするとかかなり広がってしまうという印象を皆さんが持たれたといえますか、そういう意見もあったと承知しております。われわれもそう承知しております。あと、坂元さんでしたが、「明白かつ現在の危険」といった、かなり確度の高い被害の予見ということをおっしゃっていたと思っております。だいたい収斂するところとしては、漠然とした被害発生の恐れというものではなくて、より確実性の高いということかと考えて、こういうワーディングにしたということでございます。

ここで想定しておりましたのは、例えば、土地収用、住民移転の問題等で、住民移転は、対象地域が発布されれば確実に分かりますし、ダムの堆砂の問題とかは将来起こることはほぼ確実であるという見込みになりますし、そういった点についてもここで配慮しようということですから、そういうことを想定していたということと、繰り返しになりますが、この場のコンセンサスとして、かなり確度の高い見込みということだと思ったものですので、ここに「確実に見込

まれる」と入れた次第でございます。ワーディングに必ずしも固執しているわけではございません。考え方としては皆さん同じかと思っております。

(O D A ウォッチャーズ坂元氏)

名前が出ましたので。悪用ではないのですが、私の趣旨を述べますと、「确实」というのは私もすごく違和感があるのです。どういうことかといったら、やはり切迫していると。だから、いつ出すのかというのに、蓋然性の問題だと思うのですが、それは可能性というのではなしに、今差し迫っていると。たぶんオブvias・アンド・プレゼント・クライシス・デインジャーという形になると思うのです。そういう趣旨のことを言ったのであって、确实ということ私は申していないので、その点だけ一応弁明させていただきたいと思えます。

(発言者 B)

确实が确实でないかを入れるということですが、今まで議論した例では、例えばダムの場合、ダムのほうで水を溜めていったときに村が土地に沈んでしまうとかいう例が議論されたかと思うのです。水に村が埋まるのかどうかということについては、これは、「确实に」という言葉の中では、通常の水のダムの場合について湖底に沈んでしまう範囲なのかどうかということが通常の使用条件で确实であるかどうかということだと思えます。そういう意味で言うと、想定しているようなダムのケースの場合だと、「确实に」と言うと、物理的に計算してということで、そのへんの、ダムがきちんとした場合に湖底に沈みますよということが見込まれるという意味で「确实」というのを理解すればいいのではないかと。

沈むか沈まないかよく分からないという不确实な中という形になってくると、土地の高さがどのところにあるのか、訴えている人は「私のところは沈みますよ」と言って、実際には水の下になる可能性がほとんどないということになってくるとすると、そこはやはり「确实」という言葉があったほうが、ダムのケースなどを想定した場合には分かりやすいという気がするのです。

(メコンウォッチ福田氏)

今の方がダムの例を挙げられたので、私もダムの例で反論しようと思えます。実際に住民が訴えている環境影響について、水に沈むというのは確かに明らかであると思えますが、そうではない、その点について意見が分かれている環境影響というのもたくさんあるのです。ダムの例でいちばん、これまで私たちが、例えば、メコン川流域で見えてきた顕著な例は、やはり下流への影響であります。例えば、ダムを造ることによって魚の回遊が妨げられ魚が取れなくなる、それはすごくその流域に住んでいる人々にとっては大きな影響であるにもかかわらず、いろいろな環境アセスメントではそうしたものは無視、あるいは非常に軽くとらえてきたというところは実際に何件も私たちは見えました。そういう論争があるところにこういう要件が来て、そこで、魚への影響が确实に見込まれるということはもちろん住民は主張すると思えます。しかし、事業者、あるいは、その審査を行っている側は、「いや、そんなことはありません。E I Aにはこう書いてあります」と主張してくるわけです。その中で、确实に影響が見込まれるという判断がこの段階で……。しかも、少なくとも後ろの検討例を見る限りは1ヵ月の予備調査の中でこれを検討するということになっているわけです。その段階で确实にこの影響は起こりますということが言えるのかということ、それは分からない。やはり「恐れ」でしかないと思えます。でも、そういうものを落としてしまっているのか。意見が分かれている、あまり确实とは言えない、だから、この案件は調査の対象にならないのかということ、そういうことではないと思えます。

(矢島次長)

かなり議論は一方向からというか、お話をうかがっていると、「确实」というのも、だいたい申立の受理の相場観はある程度共有している感じがするのです。ポイントは、「确实」とい

う言葉自体がかなり定義が不明確というのでしょうか、何を以て確定とするのかというのがはっきりしないということだと思っております。

(ODAウォッチャーズ坂元氏)

思いつきですが、私が言った「明白かつ現在」ということを活かすならば、「現実に」ということだと思っております。だから、「恐れが現実に見込まれる」ということに、私の趣旨はそうである。それがどのような形になるのか分からないのですが、「発生する恐れが現実に見込まれる」という趣旨で言いました。

(矢島次長)

また新たなご提言がございました。予想していなかったワーディングではございますが……。ここは、そういう意味では、「確定」という言葉は若干広がりがあるというか、将来起こる話である可能性のところの中での「確定」というのは何を以てするのかというのも若干分かりにくいところではあるようでございます。この場のお話の中ですと、「現実に」というのが一つ出てまいりましたが、そこは次に移りたいと思っておりますので意見は聞きません。これは、今後英語に直して途上国側に説明していくという段になりますので、そういった表現も含めて少し検討してもらいたいと思っております。どうぞ。

(発言者 A)

英語に直した場合というのは私が言ったことですが、揚げ足を取るわけではないですが、私はこの「現実に」という言葉は取ってほしいということ。 「現実に」というのを別の言葉にしてどういう英語にするのかという問題ではなくて、単に取ってもらうということをお願いしておる次第です。

先ほどの議論を聞いてまして、私も従来思っていました、確定な場合と全然確定ではない場合とは、いろいろなケースが想定されると思っております。そのへんのケースバイケースの対応になると思っておりますが、それらをひっくるめて表すとすれば、やはり「現実に」という言葉は取っておくべきであると、そうやって広く構えを取るということが、私の考え方でありませう。

(発言者 B)

「現実に見込まれた」は非常に分かりやすいという気はするのですが、問題なのは、私ども業界のほうは、あまり起こりそうもないようなところで「起こり得るのだ」ということで提訴がやられると、処理が困る。「幽霊がいる」と人が叫んだ場合、幽霊がいないという証明は数学的にできないのです。したがって、「何かあるよ」「あるよ」と言われた場合、「いない」ということの証明ができない。「いる」というのは、現実に見れば……。ウイルスがいるかいないかというのは顕微鏡をのぞけば分かるのですが、「いない」というのはなかなか難しい。そういう意味では、「こういう可能性がある」とか言われると、現実にその可能性がないということを実証するのは難しいということ、やはりそれは、現実に起こるならこういう形で起こり得るのですよということについてなんらかの説明がないと判断のしようがないと思っております。そういう意味で、「確定」というのを落とした場合に、それでは、具体的にどういうふうに現実の起こり得ることについてお書きいただくのか。やはりある程度書いていただかないとという気がいたします。

(矢島次長)

先ほどの坂元さんからの「発生する恐れが現実に見込まれる」ということですが、この場合の「現実に見込まれる」というのは、将来のことではあります、かなりファクトとして明らかになっているというような考え方ですか。少し整理をさせていただいているのですが、そういうことでよろしいですか。

(環境省小川氏)

繰り返しになりまして恐縮ですが、法律用語で言う「恐れ」というのは、当然その恐れが現実にあるということを意味していますので、「現実に恐れがある」という言葉よりはむしろ「恐れ」のほうがいいと思います。解釈がどの範囲かということがいちばん気になるところですので、そういう意味では、少数意見ではありますが、法律用語ですでにたくさん使われている「恐れ」、その解釈についてもいろいろ示されている「恐れ」という言葉を使うほうがお互いに安心できるのではないかと思います。

(発言者C)

今の件で、もう議論はかなり尽くされている気がするのですが、私も「確実に」という言葉は削除していただきたいと思います。というのは、「現実に恐れが」とか、あまり言葉が入りますと、言葉の持っている解釈が、「いや、この意味合いはこうだ」とかいうことになってしまいますので、なるべくこういう文言はシンプルなものが望ましいと思うのです。それで耐え得るものであればそうあるべきだと思います。

それで、先ほど来、幽霊が出るかもしれないというような例を引かれまして、あまり漠としたものについても対象になるということでは困る、客観性を持たせるという意見があったわけですが、その点に関しましては、これは異議申立のまず入り口の段階なわけですが、これで本当に申立て、これからヒアリングしたり、いろいろ調査をするわけです。で、それが杞憂ですと、ステイクホルダーの人たちが言っていることは杞憂のようなことであるということであれば、異議申立を却下することもあるわけです。ですから、入り口のところで非常に間口を狭めてしまうというのは設立の趣旨からいってもいかがだと思いますので、取っていただきたいという意見です。

(矢島次長)

もう一度、だいぶ時間もかかりましたので、少しまとめさせていただくと、「確実に」というのは、なかなか分かりにくい概念であると、逆に非常に間口を狭めるような形の印象を持つということなのだろうと思います。ただ、一方で、産業界の方からのお話のように、非常に蓋然性が低いものまで入ってしまうと、これはまた広げすぎというところもあります。ここは、「確実に」というのは若干不適當かという感じもしますが、一方で、「恐れ」の法的な解釈というのでしょうか、これまでもいろいろな有権解釈が出ていると思うのですが、そこまで必ずしもJ B I C側として把握していないかも分からないので、そのチェックをしていただいて、この文言の修正をいただきたいと思います。

ですから、次回にこれをまた提示していただくということで、次に進めさせていただきたいと思います。

次は、「申立人の要件」でございます。このところは、先ほどの「確実に見込まれる」というのは同じでございますので、最初のパラグラフのところは文言修正ということでございます。セカンドパラグラフのところは代理人の要件を記載してございますが、ここについてご意見はございますか。

(発言者D)

前回までこの代理人の文章は入っていなかったと思うのです。チベットの例等、そういった場合には特例をもって代理人を認めるということで皆さんは了解したのではないかと思いますので、そのへんはいかがでしょう。

(矢島次長)

例としてそういう例が出されたということではあると思いますが、このへんの、代理人の規定の決めた経緯をJ B I C側で少し説明してください。

(入柿課長)

確かにこの場で、そういう場合にということであったかと思うのですが、基本的な方向としては代理人制度そのものは認めていこうという方向だったと考えております。それから、どういう場合にいうのを特定するのはなかなか難しかろうということで、このところで、代理人を置いてもよいということと、その際の要件を、形式的な要件ですが、実際に申立人本人が特定されていることと、代理権の授権が正確に行われていることの証憑を出すということで定めさせていただいたということでございます。

(発言者D)

産業界のほうとしては異議申立の濫用を懸念しているわけです。米国などでは、成功報酬をもらうことによって代理の訴訟をするということがかなり頻繁に行われています。そういった状況になるのを非常に懸念しているわけで、例えば、「ただし、申立は、当該地域の事由により本人が直接異議申立を行えない場合は、代理人を通じて行うこともできる」というように、多少変更していただけないかと思えます。

(矢島次長)

今のお話は、このパラグラフに書いてあります「代理人を介して申立を行う必要性」というところを、むしろ、介さないが無理だから、できないからという文言にということですか。確かに、「必要性」というのは「できないから」ということになるのであろうとは思いますが、はい、どうぞ。

(発言者B)

別の点になりますが、よろしいでしょうか。この「2人」ということで……。
今の方が言われたように、代理人の場合について、成功報酬みたいな形の代理人は当然はじかれるのだろうと。「代償金が出た場合、その半分ぐらいを私はもらう」とか、そんな代理人は困る。当然のことながら、そのへんは、代理人となった場合の契約形態はどうなっているとかというのは、本当に地域の人のことを考える代理人ということだと、まず、いたしますが、言いたい点は別の視点です。

かねがね言ってますように、業界としては、「地域住民を代表する人」というのが訴えを起こすのではないかとということで、プロジェクトの場合に、例えば、ゴミ発電とした場合、ゴミ処理に困っている都市はたくさんあるわけで、都市住民全体が地域住民になるわけでありまして、その中で、ゴミ発電所を造るすぐ周辺の人、ゴミが運ばれてくる、臭いがするということで反対なわけでありまして、そうすると、賛成の人、反対の人がいるということです。ゴミ発電所周辺の人、国内でも、例えば、200、300人はいるわけでありまして、そのうちの2人が、「私はゴミ発電所のすぐ付近にいて、毎日臭うから困る。被害を受けている」、あるいは、「ゴミの収集車が毎日通って交通に迷惑しているから被害が発生してる」と言ってゴミ発電所に反対でありますという形も、これは異議申立ができるのかなという気がするのです。

これは、日本の場合については、少数民族ということで問題ありませんから、民主的プロセスで判断して動いているかと思うのですが、そういった国内の例を当てはめてみた場合の申立人2人ということについては、例えば、ゴミ発電とか、あるいは水の浄水場の施設でもそうですが、必ず、迷惑施設ですから、被害を被る人は出ると思うのです。そういうのに対してもどんどん積極的に拾って異議申立を受け付けるようにしろということとは……、NGOの方々の主張もそうではないと思うのです。だから、どういう規定がいいのかはもちろんあるのですが、影響を受けている人の声の代表をするという概念はなくてもいいのかなと。「2人」といった場合には、相当な数になるでしょうし、そのへんは、わーっと出てくることはないのかとか、同じ案件の中で「2人」という人が何組も出た場合にはどうするのか。現実の処理も考えますと、この「2人」という規定については、現実の地域住民の声を代表するような人なのかという視点と、業務上膨大になるような懸念はないのかということについて、JBICの考えを

聞かせていただければと思います。

(矢島次長)

今のお話は、申立人の「2人以上の住民」というところが、逆に言うと広すぎると。もう少し具体的に言うと、「地域の代表」というのはやや定義が難しいのかも分かりませんが、「重大な被害を被っている住民の代表」ということですか。

(発言者B)

例えば、地域の代表という場合に、影響を受ける地域が1から10までの地域に分かれるとした場合に、1地域、2地域、3地域、4地域とあった場合について、訴えを起こす人が1地域の代表ということならば、10のうちの……。A B Cでもいいのですが、A B C Dという地域のうちのAの地域の代表をして「異議あり」と私は言わせていただいております、ということならば分かりやすいかと。

なかなか明確に区分けできるかというのはあるのですが、どの地域を代表するのかということはある程度明確にできるのではないかと。

(矢島次長)

要は、同種の被害を受けていらっしゃる方々が住んでいる、当然、地域としては集中しているということが考えられますが、その同一の被害を受けていらっしゃる方々の代表という理解ですか。

(発言者B)

そういうことです。

(メコンウォッチ福田氏)

二つのことを申し上げたいと思います。一つは、多くの方が利益を受けて少数の人が被害を受ける際に、少数の人たちの被害の声を聞かなくていいという話ではないと思いますし、そういった観点でこのガイドラインそのものができていると思います。2点目は、実際に現在世界銀行のインスペクションパネルの場合は「2人以上というグループ」という規定でもってこれまで、93年から運用されてますが、山ほどケースが来ているわけでもありません。実際に「2人」というケースがあったわけでもないし……。あ、1件ある。ほとんどのケースで、かなりの人数、10数人、あるいは、多いケースだと何百人という人たちがばーっと署名して出している。もちろん可能性としてそういうことがあるということは否定しませんが、実際に現実的に考えたときに、そういうことは起こらないだろうと思うということです。

(入柿課長)

J B I Cの考えを問われましたのでお答えします。二つご指摘いただいたと思います。最初の、代理人を認める場合をもう少し限定してということについては、ここは「必要性」と書いたところに込められておりますが、気持ちはそういうことでございます。修文の案をいただきましたが、それを入れることで特にプラクティカルに問題はございませんので、特段この場で反論がなければ、そこはそういうふうに修文したいと思います。

それから、「2人以上」のところでございますが、実際、プラクティカルに、この申立人が当該地域なり何々なりを代表しているということを確認するのは難しいだろうと思いますし、ここは、1人でないということにそういう気持ちは込められておるとおっしゃって、これ以上の書きぶりは考えがたいというのが本音でございます。

あと、そのところはあまり考え方に違いはないと思うのですが、少数者の意見は受け付けないということではもちろんございませんので、その点ははっきりさせておきたいと思います。

(O D A ウォッチャーズ坂元氏)

議論の仕方ですが、先程の方が言われたようなケースはもちろんあると思うのですが、そろそろこれも2回目のデバイスのところにかかってまして、まとめているということで、極端なケースを想定されて文言を変えるということはいかがかと思うのです。

もう一つは、先ほど言われましたように、「2人」とか、そういう場合でも、これ自身、代理人ということは、絶対そうでないといけないという規定よりも、この原案のほうが私はベターだと。というのは、ある程度便宜上使える場合もあると思うのです。必要性があるというのと義務というのが分からないのですが、マストとか、シュッドとかよく分からないのですが、どういう英語の表現になるか分からないのですが、どちらにしましても、現状のままのほうが、私は、これまでの議論に沿った表現になっているのではないかと思います。

(発言者 B)

議論の延長で、1点確認ですが、例えば、訴える人が2人とした場合、そこで記載される被害というのは、その2人に起きている被害のみを書けばいいのか、その被害が2人以上の人にも及んでいるとした場合、その被害の及んでいる範囲についてはこの範囲内ですよということを書いて出すのか、どちらなのか教えていただければと思います。

(入柿課長)

それは両方のケースがあり得ると思うのです。その方々に直接起きている被害と、その方たちを含む住民に対する被害が出ているという、両方のケースがあるかとは思いますが。ただ、いずれの場合にしても、申立を排除するものではございませんし、予備調査あるいは本調査の段階で、その被害を受けている他の方々、あるいは、被害を受けていない、ベネフィットを受けられる方々、そのへんにはバランス良くヒアリング等を行って、調査をして、対話の促進を図っていくということかと思っております。

(発言者 D)

先ほど坂元さんのほうから、議論に則ってこれが作られているというお話があったのですが、前回はこの条文はありませんで、前回の議論では、特例としてそういったことを記載してはどうですかというお話だったので、私が言ったことは前回の議論に則っていると考えてます。

(環境省小川氏)

別な論点ですが、よろしいでしょうか。2のところです。前回のラウンドのときに問題提起させていただきました、環境影響に対する異議申立をどうするかというお話をお聞きしたいのです。若干、あまりよく理解されていないところがあると思いますので、もう一回論点を申します。例えば、生物多様性について甚大な影響が及ぶ、しかしながら、直接的にそれが人間の被害にならないというケースがあるのです。そういった場合、現在の文言ですと、「当該プロジェクトにより現実の直接的な被害を受けた、あるいは、それが見込まれる人」となっていますので、人間本人に影響が及ばない場合には異議申立はできないというシステムなわけです。そうしますと、環境影響の場合について片手落ちになっているのではないかという問題提起でございます。

これは生物に異議申立をさせろということではありません。それはいずれにしてもフィクショナルな話ですから。例えば、そういうのを入れるとすれば、「当該地域に住んでいる地域住民に、環境影響についても異議申立を認める」とか、あるいは「その地域の環境保全に参与している N G O とか研究者にはその地域の環境影響について異議申立を認める」とか、そういうやり方はあると思うのです。この点について、 J B I C のお考えをうかがいたいと思います。

(入柿課長)

前回の P C F の場で、本件については、本行から、かかる申立は本件の異議申立手続きにそ

ぐわないと考えている旨ご説明いたしまして、その場では特段反応がなかったものですから、今回改訂案では特に修正を加えていないというのがございます。

考え方としましては、この異議申立手続きは、本行のガイドラインの遵守を確保するための仕組みではございますが、これまでご説明しておるとおり、地域住民に被害が発生していることを前提としております。本行としましては、人権の尊重とか配慮を重要な課題と考えていて、これらを損なうことがないように、通常の内部牽制体制に加えて本件の異議申立手続きを設計しているということでございます。一方、環境への配慮について、これをなおざりにしているわけでは当然ございませんで、ガイドラインに記載されているとおり十分に留意していきたいと考えております。したがって、ご意見とかについては歓迎いたしますが、この異議申立手続きを通じてそういうことを達成するということは、今のところ考えていないということでございます。

ちなみに、世銀のインスペクションパネルでも、自身に被害が発生している、あるいは発生する恐れがあるという人が申立をできることとされているということも申し添えさせていただきたいと思っております。

なかなかブラクティカルに難しいということもございまして、この異議申立手続きについてはそのへんは対象外とさせていただきたいという考えでございます。

(矢島次長)

今、別の問題が入ってきまして、説明は一応していただきましたが、その前のところが必ずしも整理されていないのです。まずは、申立人の人数のところですが、なかなか地域の代表というところの認定が難しいというところがあると思っております。そういう意味では、このフロアの意見の方向性としては、このような文言で維持させていただきたいと思っております。

一方で、代理人のところは、確かに「必要性」というよりも、「それが難しい」ということで……。この前の議論も、いきなり J B I C に直接異議申立をするのが困難、難しいので代理人、というのが基本的な考え方だと思います。そういう意味では、「代理人を介して申立を行う必要性」というか、逆に、「本人では難しいのだ」という文言の整理はあり得るのかと思っています。

(発言者 B)

なかなか難しいという話はよく分かります。ただ、運用ベースで、地域住民に影響があるかなしやという判断のときに、先ほど N G O の人がダムの少数民族の話を書かれたのですが、少数民族の中で、では、N G O の考える少数民族が 1,000 人おられて、1,000 人の中で議論がされて、その中で、例えば、賛成の人もいる、反対の人もいるということで、少数民族の中で話し合いが行われて、それでマジョリティとしては賛成だったという場合については、なった人が、全体の少数民族の考えているマジョリティを反映した意見を尊重するということかと思うのです。では、少数民族の範囲はどの範囲かということ、個々のケースごとによって大きく異なるところかと思ったり、難しいとは思いますが、実際上の運用で、個々のケースにあって想定されているところの地域住民というのはどの範囲かということをご想定していただいて、その中で、大多数の意見を反映して異議申立をしているのかどうなのかということをご判断していただくようお願いしたいと思います。その際には、異議の中におけます被害については、訴えをしている 2 人だけではなくて、その人が考えている範囲内の地域住民の被害全体を記載して出していただいたほうがいいのではないかとということで、これも併せて希望表明ということで意見を述べさせていただきます。

(矢島次長)

分かりました。ありがとうございました。まさに運用面のところで、「原則」にもうたっておりますが、「中立性」ということで、関係のある方々から広く意見を聴取して最終的に遵守・不遵守の判断を行っていくということでございますので、そういう中で今のご意見は十分反映

されていくと思います。そのへんも、むしろテイクノートをJ B I C側のほうはしていただければと思います。まだ、ございますか。

(J A C S E S 石田氏)

先ほど環境省の小川さんがおっしゃった件に関して、遅くなってしまって申し訳ないのですが、生物多様性に関する影響というのは重要だと思うのです。もともとこれは環境ガイドラインでして、環境に対する影響ですので、人間に対する影響でなくても、それがもし地球全体として生物多様性に多大な影響があるということであれば、それこそまさに手続きを取らなければいけないところではないかと思うのです。私もあまりそういったことに専門的には詳しくないので、では、こういった表現がいいですとかは思いつかないのですが、例えば、生物多様性とか、ある特定のものに関しては、直接的な被害を受ける人間に申立の要件は限らないとするとか、いくつか限定して設けてはどうでしょうか。ご検討いただければと思います。

(矢島次長)

このところは先ほどの説明に尽きるのかも分かりませんが、追加でありましたら。

(入柿課長)

特に追加があるわけではないのですが、実際に、生物多様性等になりますと、この後の調査手続きとかいったところもかなり変わってくるのかと思ひまして、なかなかプラクティカルに制度を設計するのが難しいのではないかと感じております。毫もその重要性について軽視しているわけではないのですが、この手続き自体はむしろ人権とかいったところにより配慮したのになっておりますので、そのところは、われわれの考えとしては、入れるのは難しいと思っております。

(矢島次長)

それでは、だいぶこの個所も時間が経ちまして、ご意見を賜りながら、受け入れられるところは入れていただければと思います。

次に「期間」でございます。ここはパブリック・コンサルテーションの過去の場合でもかなり議論があったところでございまして、この整理で言いますと、ポイントは、融資契約の締結前の段階と貸出の終了後の段階だと思います。パブリック・コンサルテーションの意見を踏まえながら、特に貸出終了後のほうは、モニタリングのところまで。お話をうかがうと、モニタリングをきちっとしていないというガイドライン不遵守があるのではないかというご指摘だったのだらうと思いますが、そういうことも反映してこの原案はできているのであらうと思います。

融資契約締結前の段階は、繰り返し議論になっておりますが、あくまでこれは異議申立ということで、整理としては、意思決定後に異議申立を受ける、これが異議申立手続きの役割ということです。融資決定前の段階は、前々回ですか、原科先生からもご提言がございましたが、融資契約締結前のまさに調査中の段階の意見聴取が必ずしもはっきりしないと。あのときの原科先生のお話ですと、単に聞き置くだけではなくて、双方向で意見を聞くということが非常に重要だという、ミーニングフルプライとか、そんな表現があったと思うのですが、そういうことのご提言もございました。そういうところを踏まえた、全体の意見の聴取から、異議申立のところの考え方をもう一度説明をいただいた後で、ご意見を賜りたいと思います。

(入柿課長)

今、議長に整理していただいたので、あまり付け加えることもないのです。前と後の問題でございまして、簡単なのは後のほうでございます。こちらのほうについては、貸出が終了するまでの間とそれ以降の間で借入人と私どもの関係が変わるという点については一定のご理解をいただいたと思っております。ただ、ローンアグリーメントに基づいて貸出終了後もモニタ

リングということの義務が発生することもあるということをございまして、その点については、相変わらず借入人と私どもの関係についてはある程度その範囲内で関係がある、それ以降もあるのですが、こういう観点での関係があるというご意見でいただきたい収斂したかと思っております。したがって、このモニタリングの期間中、モニタリングの規定の遵守・不遵守ということの異議申立は可能であるということ整理させていただきました。

確かに、貸出終了とともに若干われわれと借入人の関係が変わることなので、全く同じ異議申立というわけにはいかないということで、こういうふうに整理させていただいております。

それから、融資契約の調印以前の部分でございますが、私どもの場合、基本的には環境の審査等も最終的な終了は融資の契約調印のときであるということでございます。それまでの間、われわれの意思決定の最終成果でないところの異議申立を認めるというのは若干おかしいのではないかという従来の主張についてはそのままとしておりますが、それ以前のところで意見を十分に聞くということについて必ずしも明確な書きぶりがないというご指摘もございました。そこを整理すべきというご意見をいただいたと考えておりまして、そのところを、この部分で、明確な投融資部門の義務として書いたものでございます。

したがって、環境担当審査役が受け付けた場合には、投融資担当部署に、融資契約調印以前の場合は移送するというところをございまして、それに対して投融資担当部署がガイドラインに則って誠実に対応するという文言を入れまして、ここで実効性を確保しようということでございます。

(矢島次長)

それでは、ご意見をいただきたいと思っております。

(FOE松本氏)

この件はずいぶん議論させていただいたのですが、私は今回のまとめが全然議論を反映しているものになっているとは思っておりません。まず第1に、本当に何度も繰り返しのようになってしましますが、融資契約が意思決定であるとおっしゃいますが、融資契約の前に事務局との意思決定があると思われまます。この事務局の意思決定といわゆる役員会での融資契約との間にさまざまな問題が起こっております。世界銀行の事例もJ B I Cのほうで検討されていると思われまます。世界銀行の事例の中では、これまで3件、事前の異議申立受け付けが行われております。この事前の受け付けはいずれも、世界銀行の事務局は「ガイドラインを遵守している。来週にも理事会を通す」というところで、最後の最後でもう折り合いが合わないということで、それをもって最終的に異議申立をインスペクションパネルに訴えているわけです。この間にきちんと異議申立を受け付けることによって、しかも、この3件とも、インスペクションパネルが、世界銀行のガイドラインに遵守していなかったという報告書をまとめているわけです。こういった形で事前に問題が明らかになる、事務局の中で明らかにされなかった問題が。さんざんのNGOの指摘、あるいは影響住民の指摘にもかかわらず事務局が受け入れなかったポイントについて、第三者の調査によって政策の不遵守が明らかになった。そういう事例を見ますと、やはり問題を事前に解決するためには事前の受付がどうしても必要になってくると思われまます。こういった先進的な事例をJ B I Cとしてもぜひ勉強していただいて、再度検討していただく必要があると思われまます。

また、この新しい案をJ B I Cのほうから出していただいておりますが、これでは原科先生がおっしゃっているミーニングフルプライということになっておりません。これは、「必要に応じて投融資部門に移送する」というところにまず一つ壁がありますし、もう一つ、「かかる意見に対して適切に対応するように依頼することができる」ということで、リプライするとかいうことが全くここではきちんと確保されておりません。これではミーニングフルプライになっておりません。異議申立機関は、そういった第三者の視点でもって、事務局ではない方がガイドラインの遵守・不遵守をチェックするところがポイントだと思われまます。

第三者の視点が、この新しくJ B I Cで提案してくださっている中では入っておりません。これでは投融資担当部署が判断をするということにしかかっておりません。これは全く代替案としては受け入れることができないと思っております。

続けて申し上げますと、後ろのモニタリングのところも、モニタリングの範囲まで広げていただいているのは進展だと思っておりますが、ただ、受付をモニタリング規定の不遵守に関する異議申立に限っていらっしゃるわけです。モニタリングの期間中であっても、実際にさまざまなガイドライン全体の問題が明らかになってくる可能性はあるわけです。どうしてこういったものを受け入れられないのか理解ができませんので、もう一度検討していただきたいと思っております。

(矢島次長)

それでは、世銀のケースと違う点もあるのだらうと思っておりますが、そういう点を踏まえたいうえでの対応の違いと……。ただ、先ほどのミーニングフルプライのところは、「移送」が「必要に応じて」ということではなくて、「投融資担当部署が誠実に対応する」というところが対応しているのだらうと思っておりますので、そこは指摘をさせていただきたいと思っております。あとはモニタリングのところでございますが、ここは、「申立の要件」のところの「重大な被害の恐れ」というところとかかわってくるところだらうと思っておりますので、その点も踏まえながら説明をしてもらいたいと思っております。

(入柿課長) まず、非常にテクニカルのところですが、「必要に応じて投融資担当部署に移送する」というところは一つの壁だとおっしゃったのですが、この「必要に応じて」というのは環境担当審査役の判断でございまして、ここを投融資担当部署の判断としているわけではございません。そのへんは、1点、指摘させていただきます。

世銀との違い等ですが、何点かあると思っております。まず、世銀のほうは、これは前回も申し上げたことですが、技術協力等を利用して案件の形成自体に関与していて、要はプロジェクトの実施主体者と同じ側に立っていることが多いということでございます。したがって、プロジェクト形成がある程度進んだ段階で世銀としては後戻りするインセンティブが働かなくなる。そのために外部からの異議申立を早い段階で関与させるということなのだと思っております。一方、本行の場合、案件の最終段階で関与することが多いわけでございますし、そもそもプロジェクト実施主体と同じ側に立つことはない、常に中立的な立場にあるということだと思っております。したがって、後戻りすることはいつでも可能であって、特に外部からの異議申立を関与させる必要はないと考えております。

それから、世銀の場合は、インスペクションパネルは理事会の諮問機関であるということ、総裁の諮問機関ではございません。われわれのほうは事務局の長が総裁でございまして、事務局としての判断は総裁の判断だということになっております。理事会にどのような案件を上げるかは、世銀の場合は総裁の権限の下にありまして、理事会は検討中の案件に対して有効に指示することが難しいわけです。要するに、理事会としては事務局の検討の期間にこれに関与することはなかなか難しいわけでございます。そこで、理事会に上がる前に個別案件情報を収集してマネジメント側に有効に指示を出すということも目的としたのがインスペクションパネルであると整理できると思っております。

一方、本行の場合は、総裁は自らどの案件を決裁すべきかを定めるということでございます。検討中の案件に対してもすべて総裁の指示に従っているということになっております。世銀で言うところの理事会と事務局との関係とは違う関係にございまして、すべてが総裁の下で総裁が総理するという形になっているということでございます。したがって、そういう体制を取っている本行の制度の下でインスペクションパネルを契約調印前の案件に関与させるということになりますと、基本的にはインスペクションパネルが第2の環境審査室となるだけでございまして、事後審査機関としての性格はなくなると整理しております。

それから、I F Cの場合はオンブズマンでございますので、基本的に性格が問題解決型でござ

ざいます。問題解決型の組織については、できるだけ早くから問題を認識して対応することが重要になっていきますし、それで関与するあれができてくると思います。制度の目的からして異議を早い段階で受け付ける必要があってそうしていると思います。

したがって、本行と世銀との構造の違いを考えますと、融資契約の調印前にこうしたパネルが関与するというのは若干違和感があるということかと思えます。

それから、貸出終了後のモニタリングのところでございますが、モニタリングについては、当初、環境レビューを行って、そこで必要とされる部分のモニタリングを行っておるわけでございます。そのモニタリングに対する異議申立ということで基本的には全部網羅しているのではないかと私は考えます。モニタリングをしているかどうかというところが遵守・不遵守になるわけでございますが、モニタリングが十分でないとかいう指摘の中に環境上の問題はすべて含まれてくるのではないかと考えております。結局、環境レビューの結果としてモニタリングがあるわけでございますので、モニタリングの遵守・不遵守というものが結果的には環境レビューのあり方とも密接にかかわってくるということだと思えます。

それと、これは繰り返しになりますが、貸出の終了前と後では本行と借入人との関係は変わってまいりますので、そのところはやはりなんらかの形でメリハリをつける必要があると考えております。

(発言者 B)

異議申立の期間の、いつから受け付けるかということについてですが、2点申し上げたいと思うのです。基本的に今回については、新環境ガイドラインを制定して、ガイドラインをいかに遵守するかということで動いているわけでありまして、新しい環境ガイドラインを決めて、J B I Cとしてはそれを遵守するように動くということでございますので、基本的に性善説で対応していくのではないかとということで、その判断に必要な情報はどんどん出していくということだと思えます。先ほど発言があって、審査している人がいかにも不誠実に対応するというような話をやられたのですが、したがって事前だとか言われるのですが、そこは、J B I Cのほうも、新環境ガイドラインが新しく制定されて、その運用をきちんと対応するという精神だと思えます。そこは、日本の制度すべてがそうだと思うのですが、基本的には性善説に立っての運用をやる。それをいかにきちんとやっていくかということではないかというのがまず一つです。

意見についてですが、意見はいつでも言えるという状況かと理解しております。L / A 締結以前については一切の意見を受け付けないということになれば問題かと思えますが、現時点では、賛成の人もおられるでしょうし、反対の人もおられるでしょうし、いろいろなコメントのある人については、私のほうは、少なくとも J B I C はどんな意見でも公平に受け付けているということで、それを総合的に最終的には判断すると聞いております。したがって、L / A の締結以前は審査金融業務部のほうで、投融資担当部署のほうでいろいろな意見を聞いて判断するわけでありまして、その中として聞けばいいのではないかと。この不遵守の場合の異議申立は、そうした中で、後に、第三者チェックで不遵守の場合について動く制度になっておりますので、基本的には、ローンアグリーメントを締結して、それに対して不遵守であるという際に動き出すメカニズムではないのかと。したがって、書いた文言で、そう考えますと、契約調印以前に外部から意見が出された場合には、基本的にそれは投融資担当部署に行くのではないかとということで、環境担当審査役に行くというのがおかしいのではないかと、手続き的には、参考に行くのはいいかもしれませんが、基本的にはメインは投融資担当部署に行くのであって、そこで責任を持ってきちんと処理をするということではないのかということです。環境担当審査役にそれが行くというのは非常に違和感がありまして、制度的には別ではないかという気がいたしております。したがって、これはきちんと制度論として分けるべきではないかと考えております。

(矢島次長)

今の移送のところは、当然にして投融資部門で、ガイドラインでも、誠実に対応するということになっていると思うのですが、そうはいつでも、間違っているといいましょうか、来るケースがあるであろうと、そういうときに、それを全く受理もしないでそのままにしてしまうということもできないということだと思います。なんらか来た以上、開けるということになると思いますし、それで移送するということだと思います。

先週、実は、私宛のレターということで、本件について風間さんからご意見をいただいたのです。風間さん、何かございますか。特になければよろしいのですが。よろしいですか。はい、分かりました。

風間さんのご意見は、むしろ融資契約締結後に異議申立を受けるべきであるというご主張をされているので、ご紹介させていただきます。

(発言者E)

途中の議論をフォローしきれなかったので発言を控えてまいりましたが、このケースはなかなか分かりにくいので、ぜひきちんと整理していただきたいという意味で、質問というか確認をさせていただきたいのです。まず一つは、ガイドライン自体がどの期間をカバーしているかという問題です。ガイドラインがカバーしている期間であれば、ガイドライン遵守・不遵守の問題が出たときにそれに関する異議申立があるというのは、言葉の定義上自然な話という気がするのですが、ガイドライン自体がどの期間を、基本的なことで恐縮ですが、カバーしているのかという点の確認が1点。

あと、用語が、例えば、ちょうどそのページのいちばん上に、「異議申立は本行の投融資案件であり本行がガイドラインを」とあるのですが、「投融資案件」というのがいつから成立するのか。このへんのくだりが、ガイドラインの遵守・不遵守というだけなのか、「投融資案件であり」という条件が付くのか、いろいろな書きぶりがあります。おそらくそのへんをきちんと整理しないと、どっちにするにせよ議論が混乱すると思いますので、確認していただければと思います。

(発言者F)

この前、申し上げたつもりですが、何か事業をやるうとしていて、その事業が、プロジェクトが、被害がありそうであるということを示すことは、このガイドラインではいつでもできるようになっている。異議を申立てるということは、案件として成立しているものに対してクレームをつけるわけですから、まだ案件として成立していないものに対してそれを持ち出されても処理ができないと私は思ったわけです。ですから、これ以外に、プロジェクトが好ましくないという話を受け付けるところがないのであれば、その異議申立は可能ですが、単なる予定としてまだ正式に何も行われていないものに対して異議申立というのは、普通はそういう言葉の使い方はしないわけです。

今までは、あらかじめ結論が決まっていて、それに対して結論が先にあって、それに持っていくようなアセスメントなどをする。このガイドラインについてはそういう精神ではない。ですから、このプロジェクトが仮に成り立ったとしたら、こういう被害が起きる可能性がある、だからなんとかしてくれということを行くチャンスはいろいろあるわけです。ただ、「異議申立」という用語の定義は、つまり、案件として成立した段階でクレームをつけるというのが「異議」だと私は思うわけです。

例えば、当行が関与するとか何とか、まだ関与していないやつに対していろいろな組織が動くということは、現実の問題としては非常に困るわけです。行け行けどんどんでやれという、今、そういう世の中ではないと私は思うわけです。そういう時代もあったのだが、現時点で、何が何でもいいからやっしまえ、で、やった後で、カネは出したがいろいろトラブルが起きてにっちもさっちも行かなくなるということは当然起きてくるわけです。そういうことを起こさないためにいろいろな手続きが決まっているのだと私は思うわけです。

「異議申立」という用語については、段階を経て、フォーマルに、ちゃんとリーガルに決ま

っていたものに対して「困る」と言うことが異議申立であると。それ以外にそういう苦情を受け付ける段階がないのかと。そういうことではないように私は思ったわけです。そうしないと、いろいろな話に、まだ話として決まってもいないものに次から次と振り回されると、それで遵守とか不遵守とかと言われても困るのではないかと思ったわけです。ですから、それぞれの段階でそれぞれの情報のチャンネルがあって、それに対して言われてきたことに対して対応することが前提になっていて、そして、いよいよフォーマルに決まってしまったものに対して「それは困るよ」と言うのが、この場合の異議申立だと私は考えたわけです。

それ以外に他に情報のチャンネルがないというのであるならば、それは初めからやるべきですが、いくつかの段階を経て、きょうお見えかどうか、原科先生も、5段階あって、その5段階のうちの初めのほうの段階でももちろん話を聞く、インフォームをして、そしてリプライをする、で、ミーニングフルリプライをする、最後は一緒にやる、パートナーシップであるということをおっしゃられたのですが、つまり、何が何でも行け行けどんどんでやれという精神では、このガイドラインは、ないように思われるのです。そうするとやはり、事務手続きでどこかで線を引かなければいけない。だから、まだ案件が成立していない段階で苦情を持ってこられても、それは困るよと。そういうシステムではないように私は思ったわけです。

苦情処理は、案件として成立したものに対して苦情を申立るのが「異議」だと。つまり、術語といたしますか、テクニカルタームとして、案件が成立した後のクレーム処理が異議申立であると。それ以外にも苦情を言っていくチャンネルは開かれているわけですから、そういう段階に分けて論議をしていかないと。言われてきたことは何でもかんでも「はいはい」と言っていたら、本来の目的を逸脱したようないろいろな利害関係がありますから、そういうものに対してもすべて対応していたのでは切りがないと私は思ったわけです。

段階があって、コミュニケーションチャンネルはいろいろなところで開かれているのだということをお前提にしてこの話が進んでいると思ったから、私は余計なことを申し上げているわけです。それだけです。

(矢島次長)

先程の方の質問に対して、回答をJ B I Cにお願いします。

(入柿課長)

環境ガイドラインは、本行が行う環境社会配慮確認手続き(融資決定前、融資決定後を含む)と、判断にあたっての基準、および融資等の対象となるプロジェクトが環境社会配慮の観点から求められる要件を示す」ということを目的としております。そうしますとカバレッジは、融資決定前から融資決定後、両方含んだものでございます。

案件としての成立云々の話でございますが、一つに、われわれのほうとしましては、融資決定に向けてこのガイドラインに沿って環境社会配慮確認を続けていって、その確認の結果が問題ないと判断して融資を決定するわけでございますので、その融資決定前の段階は一連の環境配慮確認の途中段階であるということでございます。したがって、その段階で結果が出たわけではないと申しますか、初めて融資決定の段階で結果が出るという流れかと思っております。

特に案件の成立云々の話でございますが、民間のプロジェクト等の場合はより鮮明に、プロジェクトはあるわけでございますが、本行が融資するかどうかということについては、競合する他の会社、他の会社が引っ張って来るところの競合する融資先がある段階がずっと続きます。したがって、そういった段階から本行に対する異議申立を受け付けるということが、若干プロジェクト自体に介入することになってしまう、案件が成立していない段階でプロジェクトに介入することになってしまうということかと思っております。

(外務省高田氏)

私も確認の続きですが、この第2次ドラフトを見て、それから、「モニタリング」というガ

イドラインの元のところを見て、意外と広いなと、貸出後起こっている問題も基本的に対応できると思ったのですが、先ほどの入柿さんの説明だと、それに疑問がついてしまったのです。モニタリングは環境レビューの結果に基づいてということだったのですが、元のガイドラインでは「プロジェクト開始後において予測が困難であった」という項目があるのです。要は、最初では分からなかったようなことも起こった場合には適切に対応しなさいというのが書いてあって、そういうケースに適切に対応していない場合はモニタリング規定不遵守になると私は思ったのですが、いかがでしょうか。

(入柿課長)

それはそのとおりです。

(矢島次長)

そこはもう少し分かりやすく言いますと、「操業開始後」起こり得る、操業後も見るということが趣旨になってくるのだらうと思います。

(ODAウォッチャーズ坂元氏)

議論が、ムードとか何か、行け行けどんどんとか、そういう話になっているので、決してそういうことではなしに、われわれはずっと客観的に、どういうものを作れば合理的で、かつ公平で客観的なものができるかということで細かい議論を続けてきていると思うのです。その中で、今回のメコンウォッチとF O Eと「環境・持続社会」研究センターが出されていますご意見の1ページ目の「異議申立の手続き開始の期間」にすべて言い尽くされていると思うのです。いちばん大事なのは、この環境審査役というか、仮称ですが、この方は第三者性を持っているということです。ですから、この第三者性を持っているところにいつ持っているのか。被害を受ける恐れのある人がこの第三者性を持っているところの人にいつ訴えられるのかということについて確保できるのかという場合に、現実としては、カテゴリー分類作業とか、いろいろなところである程度、これまでの議論の中で、J B I C自体も、対外的な処分とまでは言えないまでもかかわりがあるのではないかと議論もあった。もう一つは、救済は早めにしたほうが、それこそ効率性の原則にまさに合っているのではないかと。こういう細かい具体的な議論があったうえで出されている意見なのです。その点をご説明したいと思っています。

(矢島次長)

ただ、まさに未然に防ぐというのはあるのですが、繰り返しJ B I C側からも説明しているように、融資決定前になんら意見を聞かないということではなくて、先ほどカテゴリー分類とありましたが、そこは、予備審査の段階でカテゴリー分類ができて、最終的な環境の配慮の確認の前の段階で情報公開をあえてして意見を聴取するという構成になっております。先ほどありました、異議申立というのはやはり、決定の行為があってそれに対する異議だと思えますので、その前の段階ですと、意思決定に入っていくということです。おっしゃる問題のところは、事前に意見を聞くというところで、そのところが必ずしも明快な透明性を持ったルールになっていないという点は、ここでは「誠実に対応」という形になっております。制度上ということではありませんが、投融資担当部門については情報公開の段階ではっきり明示してありますし、そこでコンタクトいただくということです。おっしゃられているご懸念のところはそこで担保されているというのが、これまでのJ B I C側の説明であったのだと思うのです。ですから、そこまで含めると、意思決定でチェックをする人を何人置くのだと。現状でのJ B I C内部の中での牽制体制と、さらに加えて検査をする。そこまで言い出しますと、さらに環境審査役をチェックする人がいたほうがいいのではないかと、どんどん広がっていく話だと思います。そのところをやや明確に整理しているのがJ B I C案になっているということだらうと思います。

(O D A ウォッチャーズ坂元氏)

今ちょうどおっしゃられたことと私は同じことなのです。今、ここは最終的な詰め段階にきていると、前も申し上げましたように、思っているわけです。きっちり論点も整理されてきている。最終的にどういう形で折り合いをつけるかというか、どういう形の論理でこれを進めていくかということまで来ているときに、行け行けどんどんとか、そういう議論ではないと私は思います。

(J A C S E S 石田氏)

意思決定をされていないというお話だったのですが、事前の段階は。ただ、私は、基本的にこれはガイドラインに対する異議申立てでありまして、要は、J B I C がどういう手続きをして社会環境配慮を確保してくるかという話をチェックするということですので、意思決定をしているとかしていないとかという問題ではないのではないかと。前からずっと議論があるのですが、それは全然、私は合点はいいいていません。

あと、ドラフトの8ページの、少し先の話ですが、「ガイドライン遵守にかかる事実の調査」という項目の2個目のいちばん下のところに、実際調査を行うときに、「融資契約締結前までに行われた環境審査にかかる事実を確認する」という文言があるのです。ということは、これは実際に前の部分を、現実問題、審査しない限り……。融資決定後のいろいろなE I Aとか、問題がいろいろ出てくれば、その前を審査しないわけにいかないという、実際、そういう行動になっていると思うのです。それに関して対象にしていないというのは全然納得がいかない話です。

また、予備審査をされてその後意見を聴取するというお話でして、何でもやっておけば末広がりでどうしようもないというお話をおっしゃって、確かに極端な話はないと思うのですが、やはりいちばん最初の段階がプロジェクトを形成するときに大きな影響を及ぼすと思うのです。そういった意味で、ここを審査の対象にしないというのは現実的ではないと思います。

(矢島次長)

そこは、繰り返しになりますが、メカニズムで、投融资部門に対する環境配慮のチェックを行う部署があって、ここはあくまで事後的に、意思決定後の問題が発生して、それに対する異議申立を受けるということですので、コンセプトが、おっしゃっているのと全然違うと思うのです。ですから、意思決定過程の中で何人審査する人を置くのかという議論になってくるだろうと思うのです。そこは、実務上考えていただくと容易に結論は導き出せるのではないかと考えられます。

どうぞ。先ほどの反対意見ということですね。

(発言者 F)

前々回でしたか、要するに、産業界の方で、こういうものをつけると日本の企業だけが、つまりJ B I C のコントロール下にならないところが勝ってしまう、だから、競争に負けるから、あまりこういう論議はしないでくれという意味のことをおっしゃった。私はそういうふうにとれたのです。ですから、行け行けどんどんという言葉を使ったのです。それに対して女性の松本さんが怒ったわけですが、そういうことは、今まで積み上げてきた論議をまた前へ戻すから。そういうことが事実あったのです。ですから、単に情緒的に私は申し上げているわけではないのです。いいですか、坂元さんですか、そのときにいらっしゃったのですか。いました？ 時間を戻すわけでしょう、ああいう論議は。つまり、こういう環境ガイドラインがあると日本の企業が負けるからあまり時間をかけるなという意味のことをおっしゃったわけですから、ずっと時間をかけてきてある程度絞られてきているときにもっと前に戻るといえるのは、私は時間が無駄になると思ったのです。

(矢島次長)

分かりました。今のは反対意見ということで、坂元さんのコメントに対するコメントということでお受けいたしました。ちょっと本筋から外れてきていると思いますので、議論を進めさせていただきたいと思います。どうぞ。

(F O E 松本氏)

私は、入柿さんの説明で全然納得がいけないのです。入柿さんは組織としての J B I C と世銀の違いを説明されたのですが、私たちが今ここで問題にしていることは、担当の融資担当部門とは違う第三者のチェックがきちんと入るかどうかという視点である。入柿さんのお話ですと、J B I C は事業者側ではないが、世銀は事業者側だとおっしゃっているように聞こえるのですが、必ずしもそうではないと思います。J B I C と世界銀行とはそれほどプロジェクトの最初のかかわり……、もちろん違う部分もありますが、世銀が事業者側であって J B I C は事業者側ではないということではなくて、要するに、プロジェクトの融資を担当している人ではない人が事前にチェックできるかどうか、そこがポイントであって、最初からかかわっている、途中からかかわっているという問題ではないと思っています。

何度も説明させていただいておりますが、世界銀行の場合ももちろん事前の話し合いの窓口は持っております。情報公開もしておりますし、話し合いもしております。私は前回ご紹介させていただきましたが、中国西部の貧困削減計画の場合は散々にわたって事務局側と議論してきました。事務局側もそれに対して対応してきました。ところが、何度議論をしても、「これは世界銀行のガイドラインに沿っているので、これは理事会に回して最終的な意思決定をします」とおっしゃったので、これでは埒が明かないということで異議申立をされたわけです。私は、すべての審査の方が悪い方で、審査が悪いのではないかとっているわけではなくて、やはり見落としがあるし、誤解がある、それを第三者にきちんと審査をしてもらう必要があるのではないかと。実際、世界銀行の場合は、この3件とも、「誤解ではないか」と N G O や住民の方が主張して、第三者の方が調査されたところ、やはり世界銀行のガイドライン違反であったということが明らかになっているわけです。こういった経験をぜひ学んでいただきたいと思うのです。そういった経験を基にもまだ J B I C が事前にはどうしても受け付けたくないという理由を、何か事例を基にご紹介いただけるのであれば、ぜひお話しさせていただきたいと思っています。

先ほど入柿さんが説明の中で、問題ないという判断をしてから契約をすとおっしゃいました。その、問題がないと判断した時点が融資契約の前なわけですから、判断をしたときから融資契約の間に異議申立は受け付ける必要があると思います。そういった制度があることによって、これまで機関の審査部門による不遵守が明らかにならなかったところが明らかになってきているわけですから、そこは、J B I C が何のためにこの異議申立制度を作ろうとされているのかということに立ち返って、ぜひ良いものを検討していただきたいと思っています。

(発言者 G)

民間企業が主体的にやるものと政府間の合意に基づいて行われる O D A とはやはり違うものがありますし、ここで、申立期間についても O D A と O O F と分けて考えて取り決めをすれば、そういった期間についての問題も解決するのではないかと思うのです。J B I C としては、期間については O D A と O O F を分けて考えるということは全然検討されていないのでしょうか。

(入柿課長)

その点につきましては、このパブリック・コンサルテーションのところで、具体的に、総論として全体を分けることはしないということで合意があったと思います。個別に見て、どうしても両業務のほうで分けなければいけないという事態が議論の結果出てきたところについては、分けることも考えるというスタンスで臨んでおります。

本件については、特に両業務を変えるべきという必然性もないと思っております。したが

って、ここは変えていないということでもあります。

(発言者B)

NGOの方の意見をお聞きして、意思決定の時点がいつなのかということがあって、私ども産業界は、当然、L/Aを締結した時点が意思決定の時点ということです。そうすると、不遵守かどうかということで、不遵守に対する異議申立という制度が立つ。意思決定がなされる前というのは、いろいろな意見もあるし、異論もあるだろうし、賛成の人もあれば反対の人もあるから、そこは自由に意見を言うということである。「異議」という言葉を使う以上は、不遵守に対する異議申立なわけでありまして、したがって、意思決定がなされる以前の異議申立は成り立たない。これはNGOの人も同じだと思うのです。

意思決定が、では、いつなされたのかということについて、私どもは、当然のことながら、L/Aの締結時点が意思決定であると言っているわけでありまして、NGOの方は、いや、それ以前に意思決定があるのだということになってまして、そのへんが私どもは理解できないところであります。特に、民間のOOFの案件につきましては、プロジェクトでいろいろな国が提案をしているわけでありまして、日本のJBICに頼むとは限りませんし、ヨーロッパの銀行もあれば、他の銀行もあるという中で商談が進むわけでありまして、したがって、そこは最終的にL/Aが締結された時点という理解をしております。

個々の担当者がいろいろな意見を言われても、通常、組織ですと、上に立つ人の判断で下の人の判断を覆すこともあるでしょうし、そこは自由闊達な意見があるとは思いますが、やはりこれは、JBIC全体としての意思決定がなされた後で、それに対する不遵守の異議申立ということです。言葉遣いで、「異議申立」というのは、決定がなされた後、したがって、JBICの融資決定がなされた後だという理解であります。したがって、NGOの人がL/Aの締結前に意思決定がなされるのだろうと言うのが私どもは全然理解できなくて、その点のところについての意見交換が必要ではないかという気がしております。

(FOE松本氏)

私どももちろん最終的な結論が出る前に遵守・不遵守を問うことは難しいと思っております。ただ、私が何度も事例で具体的にお話させていただいておりますように、やはりJBICなら役員会に上げる前に、どういう内容で役員会に上げるのか、中の合意が必要なわけですね。これはもう明らかに、最終的な、形式的な意思決定の前の事務的な意思決定でございます。実際、こういうことが世界銀行の事例の中で3件もありまして、しかも、その3件ともが事務局のガイドライン不遵守であった。これは、「ガイドラインは遵守している」と事務局側は主張したわけですが、やはり不遵守であったということが明らかになってきているのです。私はすべてがすべてこういう案件だと申し上げているわけではございません。ただ、やはりこういう案件があるのではないのか、こういう案件が事前に分からなければ、最終的に融資契約が結ばれた後にJBIC自身が「確認ミスでした」ということで融資契約を破棄することはできません。ですから、私はその前に対応する必要があるのではないのでしょうかと申し上げております。

(発言者D)

松本さんが危惧されるのは分かるのですが、基本的にはJBICさんの案でいいと考えています。それで、1点、基本的には融資前もJBICさんのほうでは意見を受け付けると言えますし、例えば、文言でもって「必要に応じて、投融資担当部署に移送し」とありますが、環境審査室がJBICさんのほうでは投融資前に審査をなさるわけですね、そういう意味では、「投融資担当部署および環境審査室に移送し」と一言入れられると、違うのかと。

それと、現実的に、もし本当に融資前から環境破壊等が憂慮されるようなプロジェクトであれば、まず、プロジェクトでだいたい設計関係に1年ぐらい時間を要するのです。JBICさんの案ですと3ヵ月以内に結論を出すとっております。3ヵ月以内に出すということは、現地の工事等は始まりませんし、皆さんが危惧するようなことは事前に防げると考えてます。

(メコンウォッチ松本氏)

FOEの松本さんが何度も繰り返しているが、われわれは現実に起きたことを例に具体的に話していて、空想の話をしていない。今の質問に対しては、起きています、と言わざるを得ない。

現実的に3件のケースを見れば、かなり早い段階で異議申立が行われているわけではなく、ギリギリの段階です。最終的な組織決定のギリギリ一歩手前ぐらいですべて行われているというのが現実であります。このガイドラインの異議申立の中で、必ず、異議を申立る人は事前にJBI Cとコンタクトを取るわけです。投融資部門とコンタクトを取らなければいけない。これは、契約前であろうと後であろうと全部そうなわけです。つまり、ちゃんとJBI Cの投融資担当部署とコミュニケーションを取り、そのうえで、それが不十分であるということを審査役に示さなければこの異議申立には乗っからないわけです。したがって、今の議論も、当然それをやることはわれわれも分かっています。それをやったうえで、つまり世界銀行がそうであったように、やったうえで、世界銀行の例で言えば、世界銀行側からは「おっしゃる点は問題ありません」という返答が返ってくるわけです。もしくは、もはや何の返答も出なくなるときが来るわけです。そのときに、そうした人たちが異議申立という制度を使う最後の許されたタイミングなわけです。われわれとすれば現実的なケースを基に、空想ではなく……、そういうケースは、世界銀行の場合、26件のうち3件あったわけです。多くはないです。しかし、いずれも結果的に言うと結構重要な案件になったわけです。その点を理解していただきたいと思えます。

それから、最初の入柿さんの返答に対してですが、後戻りを世銀のほうがしにくいというのは、もし本当にそう思ったらしゃるのなら、今度世界銀行の方も一緒にいるときに議論をしたいと思えます。私は、後戻りのしにくさは、両方とも同じぐらい後戻りはしにくいと思えます。

それから、マネジメントと理事会との関係を大きな違いとして挙げられました。確かに組織的にはその違いがあると思えます。しかし、このインスペクションのケースで見ると、例えば、アルン の場合です。いちばん最初に異議申立が行われた融資契約前の案件です。アルン のときに何が起きたかと言いますと、インスペクションパネルの勧告を基に、理事会ではなく、総裁、つまりマネジメントのトップが判断をするわけです。理事会に何かを言われる前にマネジメントのほうで対応策、つまりそのトップが対応策を示したわけです。つまり、理事会とマネジメントが分かれているということと実は関係のない決定の仕方が出ている。あるいは、西部貧困削減のときも、理事会がどうこうしろと言う前に中国政府側が降りたわけです。したがって、理事会が最終的に総裁に圧力をかける、あるいは、マネジメントに圧力をかけるためにこの勧告を使ったわけでも何でもないわけです。そういうことからいくと、私は、実際の運用を見てみると、世界銀行の理事会とマネジメントが分かれているという制度的な違いは、インスペクションパネル、特に契約前のインスペクションパネルのケースでは、あまりわれわれが納得できるような説明にはならない、理由付けにはならないと思えます。

制度についてあまりご存じない人には、私が何を言っているのかよく分からない人もいらっしゃるかもしれませんが、少なくとも入柿さんの反論に対しては、私は適当な理由ではないのではないかと考えています。

(矢島次長)

このところがだいが長くなっておりまして、完全に共通の方向性が出ませんので、最後のご意見にさせていただいて、別のところに少し進んで、いずれにしてももう一度31日も時間をいただいておりますので、そこでまた戻ったほうが……。ここはなかなか結論が出ないところで、最後までかかると思えます。はい。

(発言者B)

松本さんのほうから、世銀の例と、意思決定がいつなされているかということについてコメントがあったのですが、今回、意思決定がいつかについては、新しいガイドラインを決めて、J B I Cもそれをよく理解したうえで、最終判断は役員会でなされるのだと。役員会で下から上がった案が変わることももちろんあるわけでありますから、したがって、そこは役員会で判断をし、正式にL / Aを締結するかどうかというのを決めた時点というのが一つの判断ではないかと思います。

それから、世銀の例を言われたのですが、冒頭、国際機関と各国の機関は基本的に法制度の枠組み等もあって違う面があるのではないかと申し上げたと思います。この環境ガイドラインは日本の国内法の中で扱われるという形になろうかと思ひますし、その際のワーディングとしての「不遵守にかかる異議申立」ということについてのリーガルな観点に立った組織運用が必要ではないかと。法律的に、不遵守の場合の異議申立は、やはり決定がなされた後ということではないかと。繰り返しになりますが、そういう視点でぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

(F O E 松本氏)

これは長くなりますので、私も議論は次回に回していただいと申すのですが、先ほど私が質問させていただきましたが、J B I Cのほうでもより良い制度を作っていくために国際的な機関も勉強されていると思ひますが、どのように勉強されて事前の受付はしないほうがいいと判断されたのか、具体的な事例を基に次回にご説明いただきたいと思ひます。

(矢島次長)

事例というか、異議申立の考え方にもよるのだらうと思ひます。意見の聴取と、意思決定後の異議申立が違うというのがJ B I Cの一貫した主張だらうと思ひます。

(O D A ウォッチャーズ坂元氏)

私も議論はしませんが、お願ひです。1点は、役員会の判断から契約までの間に異議申立ができるのかどうか、このへんのことも研究していただきたいと思ひます。もう一つは、先ほども、前のときもおっしゃられていたのですが、他の方ですが、O O FとO D Aの制度的な違いと異議申立の制度の関係についてもう少し、今までいろいろぼこぼこご意見が出ているのですが、そのまま流れてきてまして、私も真剣に考えてなかったのですが、次回までにどうかかわりがあるのかというのを、私自身が担当ではないのですが、教えていただきたいと思ひます。

(矢島次長)

先ほどお話ししましたように、ここのところはかなり大きな見解の相違が出ておりますところございまして、次回に持ち越したいと思ひます。1点、そのときの説明で十分用意しておくようにJ B I C側にもお願ひしたいと思ひますが、基本的な考えは、O D Aであっても国際金融の民間の事業であっても、意思決定後の異議申立だということは変わらないと思ひます。ただ、別の事情として、民間のプロジェクトの場合には競合先があつて、競合先の場合には他の先進国の輸出信用機関がついていて、そういうところには異議申立の手続きがない、そこが大きな違いだらうと思ひます。そういう意味で、一貫して産業界の方がおっしゃられているのは、これを濫用されることによって競争上不利益になるということだらうと思ひます。一方で、では、意見をうかがったら同じではないかというご意見も前回ございしましたが、意見をうかがったうえで、当然、当該国でも、非常に将来の大きな被害が予想されるような場合には大きな問題になるのだらうと思ひます。そういう場合になりますと、逆に言うと、そのプロジェクト自体がどうなるかというお話でございます。例えば、そのプロジェクトがなくなったということであれば、他の先進国の企業も押しなべて商談がなくなるということございまして、それはそれでまた別の話だと。こんな整理ができるのだらうと思ひますが、念のため、次回にもう少し説明をしていただきたいと思ひます。次回にも引き続き議論をさせていただきた

いということでございます。

次に、4ページ目の「申立書の内容」のところでございます。ここは、「申立人の住所・連絡先」のところは、J B I Cからも説明がございましたが、匿名性を加えている。パブリック・コンサルテーション・フォーラムの場では、名前はしっかり出すべきではないかと、ただ現地で人権に配慮することが必要ではないかというご意見もいただいたのですが、現地でどう人権を配慮するのかというのは難しい面もあるということで、ここは「匿名を希望する方は」ということで記載を入れております。こども、ご要望の方向性のとおりだと思います。

(D) のところは、「確実に」というところは、先ほどのペンディングと同じでございますので、文言の整理が引き続き必要であろうと思います。

それ以下とりあえず(H)のところまでで何かご意見がございますか。

(メコンウォッチ松本氏)

配付させていただいた2ページ目にあるのですが、4の(H)についてです。ここは文言がかなり整理されたとは思いますが、しかし、いずれにしても、「対話に向けた努力を行うことが求められる」と。おそらく英語では *required* とかいう言葉になるかと思いますが。パブリック・コンサルテーション・フォーラムでのこれまでの議論を思い起こすと、ここでは「協議」という言葉が実は残っているのです、「プロジェクト実施主体との協議に向けた、かかる事実について」という形で「協議」が残っているのですが、この「協議」は、「対話」という言葉でもいいですが、コンタクト程度という意味であると入柿さんからの説明がありましたし、当該国の政治状況上なかなかこれが行えない場合があるということに対しても理解を得られていたと思ってます。それから、たぶん外務省の高田さんもおっしゃったかと思うのですが、これは、あればもちろんいい情報だし、その後の審査にきわめて重要な情報ではあるが、これがなければ要件として満たさないというようなものかどうかという議論がパブリック・コンサルテーション・フォーラムの中でなされたと思うわけですが、したがって、(H)の部分については、私は書きぶりとしてはこれでもまだ強いと。こういうことがあったほうがいい、というような書き方にすべきだと思います。

私は一つ代替案として、そこに、「プロジェクト実施主体との連絡・協議等の事実があればそれを記す」と簡単に書くのがいいのではないかと。特にこの項目は内容ですので、なんとかをしなければならぬ、という書き方ではなくて、こういうものについて書く、という書きぶりのほうがよりいいと思います。そういう意味で、パブリック・コンサルテーション・フォーラムの議論を踏まえた対応をそこではお願いしたいと思います。

(矢島次長)

これについて、J B I Cの考えはどうか。

(入柿課長)

ここのところがそれほど強いと判断されるということが今ひとつ分かりにくいのですが、ここは「協議に向けた申立人の行為にかかる事実関係」について具体的に記してくださいということを行っているまででございます。例えば、これは、受理の条件に、形式要件にするということでは当然ない。あの議論のときに若干皆さんに誤解があったのかと思っておりますのは、受理の形式的な要件というところで考えられていた節があるのかと思っております。基本的に、受理するについてはお名前が特定されていればいいということでありまして、ここのところは予備審査の段階でいろいろ補正をかけたりする部分でございますので、ここのところをこれ以上上げたり、緩やかな書きぶりにするのはどうかと思ってます。とりわけ、「プロジェクト実施主体との連絡・協議等の事実があればそれを記す」となってしまうと……、基本的には、まずやってくださいと、で、例外的にできない場合がある、ということでございますので、これだとそのニュアンスが出ないと思っています。

(外務省高田氏)

名前が出まして、私が前回何を言ったか正確には覚えていないのですが、今松本さんが言ったことから想像して、あと、この両方の文章を見ますと、(H)のほうには「努力」という言葉が入っているのですが、基本的に同じ、「求められる」「記載される」、「求められる」「記載される」になっております。(H)だけ見ればそうかな、(I)だけ見ればそうかなと思うのですが、(H)(I)と並べると、要は、同じことを要求している。もし、これが前提条件だと解釈するならば、両方前提条件だし、前提条件ではなくて単なる記載だというなら、両方そうなる。私は、「本行投融資担当部署との協議」というのは前提条件と思って解釈しておりますので、そこは書き方を変えていただいたほうが……。今だと、両方とも前提条件、あるいは、そうでなければ両方ともただの「記載してください」というふうに私は読めてしまうのですが、いかがでしょうか。

(入柿課長)

このところは、原則としては両方とも前提条件だと考えておりますし、この場の議論でもそうだったと私は感じております。プロジェクト実施主体と、あるいは本行投融資担当部署と、まず両方とやってください、で、それで埒が明かない場合に異議申立がある、というこのコンセプトについては皆さん合意されていたのではないかと感じております。ただし、もちろんプロジェクト実施主体の場合は諸般の事情でコンタクトができないこともあるし、コンタクトするのが危ないと言ったらあれですが、適当でないと申立人が判断する場合は当然あるということでもありますので、したがって、このところは、まず、「協議を申し込み」という形式要件は外したということと、それから、「対話に向けた努力を行うことが求められる」ということに整理させていただいたということでございます。

(矢島次長)

ただ確かに、議論の中では、どうしてもプロジェクト実施主体との協議あるいはコンタクトができないという場合にはその状況を説明するという議論はあったと思うのです。この部分は、この文言上ではどこに入れ込んでいるのですか。

(入柿課長)

「対話に向けた努力」。「協議の申し込み」とか、あるいは「誠実な問題解決に向けた協議が行われていない」とか、相手と話をしていることを前提とするようなところは取って、「対話に向けた努力を行うことが求められる」ということのみにしたということに込めておるのです。

(矢島次長)

そこがきつと分かりにくいとか、どういう表現にするかというポイントで、この前の議論では、まさに、「非常に難しい場合」を排除するのは問題だというのが共通の方向だったということで私も理解しております。そういう意味では、今言った「努力」というところがかなり広めに取っているというのがJ B I C側の案だと思いますが、そのへんに絞ってご議論いただいたほうが進みやすいのかも分かりません。そういう理解で、皆さん、よろしいですね。要は、プロジェクト実施主体の場合には、コンタクトできないということもあり得るのではないかと。その場合にはその旨を付して申立を行うというのが理解だったと思います。そこをどう文言に入れてくるかということではありますが、原案では「努力」というところに入れられているということではあります。

(発言者H)

「努力」に込められているということかもしれないのですが、少なくとも下の2行というか、3行というか、これを読む限り、できない場合にはそういうことを書くとか、そういったニュ

アンスは全くない。「プロジェクト実施主体との協議に向けた申立人の行為にかかる事実関係」。できない場合は、行為も何も取りようがないわけで、「日時・相手方・対応の内容など」も書きようがないわけで、このところは少なくとも、できない場合のニュアンスは入っていないのではないかと思います。

(入柿課長)

このところは、「申立人の行為にかかる」ということでありますので、先方が何かの反応を返したとか、そういうことを要件にしていないのです。したがって、ここは、プロジェクト実施主体等に対して申立人がどういうアプローチを取ろうとして、それがなぜできなかったのかということを書いてもらえれば済む話です。考え方はそんなに違ってないと思いますので、あとは文言整理かと思います。

(矢島次長)

ここはもうだいたい考え方は収斂してますので、確かに、今おっしゃられたように、下の最後の「このため」以下のところを見ますと、必ずしもコンタクトが容易にできなかった、非常に難しかったケースは、これを読むだけでは想定されないと思いますので、ここはパブリック・コンサルテーションの場での議論に沿った形で少し修文をしていただきたいと思います。

(メコンウォッチ福田氏)

これ以上議論を続けるつもりはないのですが、「努力」という言葉とかに思いを込められているのは分かるのですが、これを実際に読んで使うのは途上国でプロジェクトの影響を受けている、あるいは受ける可能性がある人なわけであって、その人たちが読んでどういうふうに取りれるかという観点から、分かりやすい整理をしていただきたいと思います。以上です。

(矢島次長)

それでは、この部分につきましては、合意に沿った形、了解に沿った形で修文をしていただきたいと思います。

次に、(I)でございます。ここも、メコンウォッチの方からコメントをいただいております。ご意見を賜りたいと思います。

(メコンウォッチ松本氏)

これについては先ほどの外務省の高田さんと同じ整理で、私は、「投融資担当部署との協議」はむしろ必要だろうという理解を持っています。そのうえでですが、私は、「協議」という言葉が残っているので若干こだわるのです。コンタクト、つまりファックスとか手紙とかの形で、なんらかの形で自分たちの意見をそこに送っているという行為で基本的には十分だと、それに対してどういう返事が返ってきたかということで十分だと思うので、「協議」という言葉について、非常にそこは些細なのですが、表現を変えてほしいということ。もう一つは、これは余計なお世話かもしれないのですが、基本的にここで審査役の人が見るのは、J B I Cの対応がどうして不十分だと申立者が考えたかというところをおそらく審査するのだと思うのです。事実を見ただけでは分からないところがあると思うので。実際はそこを書いてもらうことが審査上は重要かと思いました。以上です。

(入柿課長)

後のほうはなるほどだと思いますので、ここは入れさせていただきたいと思います。

前者のところも、あまりこだわるものではないのですが、一方的に手紙を送ってきて翌日異議申立ということは避けたいということで、ある程度双方向、もちろん長い間放置されているとか、そういうことになれば別でしょうが、基本的には1回やり取りがあって、その後ということ前提としておりますので、それで「協議」という書き方をさせていただいているところで

あります。ここも、整理するというのであれば、考え方に相違はないと思いますので、整理させていただきたいと思います。

(発言者B)

前のところでコメントさせていただきたいのです。「プロジェクト実施主体者との協議の事実」のところで、通常、プロジェクト実施主体者は、地域住民に対する説明会を開催したり、あるいは、当然、メリット・デメリットがあって、被害を受ける方もあって、その被害に対する対応についてこういう形を取りますということをやっていると思うのです。ダムでも、被害を受ける人の範囲内については、これこれの範囲内については、例えば、補償措置を取るとか、日本でも湖底に沈むダムの人に対してはそれなりに補償をするなり代替地を用意するとかやっているかと思うのです。被害だけ書くと、被害は確かにあって、その被害に対する実施主体者がどういうふうに行っているかということについては、この中を見ると特に書く形にはなっていないのです。そのへんは、なくても処理をできるということになるのか。あるいは、被害に対して地域住民というか申立人に対してなんらかの説明がなされているとか、あるいは、ある程度は補償されているとか、そのへんの記載はなくてよろしいのでしょうか。質問です。

(入柿課長)

そのところは、ここで書くよりも、むしろ、「申立人に対して生じた具体的な被害とか重大な被害」のところで事情説明をしていただければということではあると思うのです。そこまで申立人に義務的にと申しますか、要件として書くのはどうかという感じがしております。

あとは、「申立人が期待する解決策」とか、これまでのこの問題の状況とかを説明していただく個所がございますので、この中で処理する問題かと思っております。もちろんそういったことは書いていただいたほうが、その後の審査にはいいと思うのですが、この段階ではその程度にとどめておいて、予備審査とか、それから本調査の段階でそういった点を配慮して決めていくということだと思います。

(矢島次長)

それでは、今は(I)のところまで終わりましたので、あとは(J)のところ。これはいろいろご議論があって、宣誓をさせたうえで予備調査の費用までと、ここまではっきり書くのはどうかと。むしろ申請がしづらくなるのではないかというお話があった。ただ、「正しいことを言っています」ということ自体は、ごく一般的なフォームで、ビザとか、入国カードとか、いろいろありますというお話があったと思うのですが、そのへんを生かした形で修文をしております。

(発言者A)

今、矢島次長がおっしゃったところまでは、まさにおっしゃるとおりだと思います。ただ、そこから先、この「申立要件」のところで(J)として書き込むかどうか。それから、後ろのほうにサンプルが出てますが、そこで、「書いてあることは事実ですか。『はい・いいえ』」とチェックする形式になっているのですが、そこらへんはいかがなものかと思うのです。

英語の世界で、願書とか、いろいろな申請書で、まさにこれまで上に書いてあるインフォメーションが私の知る限りアキュレートであるということを確認するということをサーティファイしますという文言はよく使われるというか、もともと申請書に書いてあるという世界だと思うのですが、もしやるのだとしたら、そういう世界にするのかと。つまり、「はい・いいえ」でチェックするというのは違和感がある。同時に、それは、ある意味では常識的な世界でやるということ、申立の申請書の要件ということでことさら書くのはぎらつく気がします。要件として書くかどうかというのはそんなにこだわるものではないですが、形式のところは「はい・いいえ」方式は止めたほうがいいと思います。

(矢島次長)

要は、今のお話ですと、(J) というような記載よりも、いちばん最後のところに「真実です」というところがあって、その下にサインをするようなイメージをお考えになっているということですか。

(発言者 A)

おっしゃるとおりです。

(矢島次長)

その点についてはどうですか。細かいフォームのところですが。

(入柿課長)

他にご異論がなければそうさせていただきたいと思います。

(矢島次長)

では、そこは、お話いただいたような方向で、項目にするのではなくて、通常のフォームにあるような、最後に記載をしてサインをするようなところに訂正していただきたいと思います。それでは、あとのところは削除でございます。これもご議論のある並行二重手続き等でございますが、それはここからは落とすということで、これは方向性だと思しますので、次に進めさせていただきたいと思います。

7ページでございます。ここのは、「申立手続きのプロセス」に入ってまいります。特にこのページ全体でご意見をいただいていると思います。一つは、議論がございました「濫用防止」のところ、「法定の補償金」とか何とかという文言があって、そういうものはどうなのかというご意見があったので、ここは「補償金」という一般的な表現になっているようにございます。あとは軽微な変更があったということであろうと思います。このページ全体、主として濫用のところに皆さんご意見があるのだらうと思いますが、ご意見をいただきたいと思います。

よろしいですか。

それでは、8ページ。だいぶ進んでまいりまして気持ちが乗ってまいりました。8ページでございますが、このページ全体といたしますよりも、「手続きの開始」の、前ページから始まります3.でございます。これも全体でご意見をいただければと思いますが、いかがでございますでしょうか。はい、どうぞ。

(メコンウォッチ福田氏)

こだわります、この並行二重手続きのところ。もうすでにかんりの議論をして、確かに受付の際の前提条件ではなくなったということについては評価してもいいと思います。一方で、相変わらず私が理解できないのは、もともとこのガイドラインの不遵守を審査するという全体の異議申立の手続きと、実際に他の訴訟あるいは行政手続きと、どういうふうに関係があるのかということがよく分からない。一向に分らないところであります。できれば、「制度の目的や効率性を勘案し、適当と認められる場合」というのはどういうことが考えられるのかというのを具体的に示していただいて議論させていただいたほうがいいと思います。

(矢島次長)

ここは、前提条件と要件になっているところから、「審査役の判断で」というところが変わっているのが非常に大きいのだらうと思いますが、補足で説明をお願いします。具体的な例のほうが分かりやすいというお話だったと思います。

(入柿課長)

具体例と申しますか、まず、何度も繰り返しになるのですが、異議申立の前提として、なんらかの問題、具体的な被害等が生じている、恐れがあるということを前提としているわけでございます。その被害のレメディが実際、途上国の訴訟・行政手続き等で図られているということになりますと、前提条件がなくなってしまう場合には異議申立の実績がなくなってしまうということでございます。その問題状況はさまざまだと思うのですが、例えば、補償金の問題等で現地の訴訟になっていて、その審判がもうじき出るというような場合に同様の異議申立を受けたとしても、結果としては、その結果を見守りますという結論にならざるを得ないのだらうと思います。

したがいまして、こここのところは、現地で問題解決のための努力というか手続きが相当程度なされているとか、かなりの程度なされているような場合に、審査役の判断でいったん手続きをサスペンドすることができるという規定にしておるわけです。こういう場合に具体的に留保するとかしないとかということではありませんし、「適当と認められる場合には」ということで、手続き開始決定の留保については担当審査役のほうに説明責任が生じるということでございますので、ここはこれ以上詳細に決めることは適当ではないと判断しておるわけでございます。

(矢島次長)

この部分は、実際にケースバイケースのところが多いのだらうと思うのですが、先ほどもお話ししましたが、J B I C側の案は、「審査役の判断である」ということで、形式要件にはなっていないということでございます。それから、もともと「3ヵ月」が短いのではないかとご議論もありましたが、非常に迅速に判断しましょうというのが基本に流れておりますので、そういう意味では、この条項は、ある程度の推移を見守るという段階がある意味で期間の中断になってくるということを考えながら枠組みが作られているのだらうと思います。

(メコンウォッチ松本氏)

原則論の疑問は今の福田と同じなのですが、プラスで、その留保中に融資が全部完了してしまうという場合はどうなるのでしょうか。

(矢島次長)

これ自体は融資の流れとは必ずしもリンクしていないのではないかとと思いますが。

(メコンウォッチ松本氏)

つまり、これはまだ議論が終わっていないのですが、融資が全部完了してしまうことによって、適用する条項がJ B I C案では違うということになっているわけですね。そうなったときに、それまで申立っていたものは留保だったのに、係争中に資格を失うわけです、ある意味では。

(矢島次長)

分かりました。そういうことですね。その点はどうでしょうか。資格を失うということはないようには思いますが。

(入柿課長)

異議申立の受付の期間ということになっていきますので、いったん受け付けたものについては、ある程度、これもケースバイケースになると思いますが、機械的な判断で「貸出が終わってしまったのでやらない」ということにはならないと思いますが、当然、この留保期間も裁判の関係とかで長期にわたることも考えられますので、その場合には個別の判断ということになるらうかと思えます。

(環境省小川氏)

3.の下から二つ目の、「一事不再理の観点から」というところですが、これは、一事不再理であれば、次に「過去に当該被害について紛争処理手続きが行われている場合」となっていますが、これは誰に対するどこの紛争処理手続きとが書いてないのであいまいですので、「本異議申立手続きに基づく紛争処理手続きが行われている場合には」とする必要があると思います。

(矢島次長)

この点はでしょうか。文言として、広めに考えていたということかも分かりませんが。

(入柿課長)

ここは若干広めに考えておりまして、本異議申立手続きのみならず、当該被害についての、例えば、途上国の国内で確定判決が出ているような場合には、問題の申立を却下することができるという意味でございます。

(メコンウォッチ福田氏)

そういう理解ではなかったのですが、ということは、実際にここでこの環境担当審査役に出てくるものは、J B I Cがガイドラインに遵守したかどうかということであって、他の途上国内のさまざまな紛争処理手続きで議論された内容とその後ダブると、一事不再理の観点からということにはならないのではないかと思います。

(矢島次長)

「一事不再理」の言葉の意味とも絡んでくると思いますが、お願いします。

(入柿課長)

若干言葉がそういう誤解を与えたのであれば、そこは整理したいと思いますが、繰り返しになりますが、紛争処理手続きが終わって、紛争の処理が終わって問題が解決したという状況になるので、それについては、この異議申立の前提となる被害の存在がなくなるという理解です。そうした場合に、これを却下することができるということにしたものでございます。

(メコンウォッチ福田氏)

先ほどから、被害が消滅するとか、あるいは問題が解決するという、さまざまな表現が出てくるのですが、実際にさまざまな他の、J B I C以外の手続きでもって、例えば、住民の方とさる途上国の政府あるいは企業との間の権利義務関係が確定するということと、実際にJ B I Cの不遵守の結果起こった環境被害がなくなるということは別のことではないのですか。

(入柿課長)

それは別のことではないと考えております。結局、例えば、住民移転の問題で具体的な被害が生じました、それをなんとかしてほしいということになるわけですが、それが現地の紛争解決の手段によって確定したということになれば、それ以上そこに問題を引きずるということはないと考えております。

(メコンウォッチ松本氏)

そこで紛争処理手続きというのはどの範囲ですか。例えば、行政裁判みたいなものも紛争処理手続きなのですか。

(入柿課長)

このところはそういったものも含み得ると思いますが、基本的には、申立の却下については環境審査役の権限でまた判断ということになりますので、そこはケースバイケースでの判断を環境担当審査役が行って、それで却下するということでもあります。したがって、この紛争処理

手続きの範囲についてももちろん千差万別でありますし、最終的な処理の仕方、拘束力とかもすべて違いますので、そこは環境担当審査役が判断をして、「これはもう問題解決している」ということであれば却下するということでもあります。

(メコンウォッチ松本氏)

環境社会被害が起きているとか、あるいは起こり得るという要件が、まずこの異議申立制度の中にはあるわけです。つまり、それだけでどうして十分ではないのか。もうすでに要件である被害がなくなっているのであれば、もともとの要件がないわけですから、そこで見ればいいわけであって、わざわざ手続き上のなんらかの規定をここで設けるというのは、今の入柿さんの説明からいくと趣旨に合わないのではないかと思います。

(発言者B)

申立人は「被害がある」ということで訴えられるわけでありましょうから、その被害についてJ B I Cが調査をしたところ、現地でその被害の取り扱いについて行政訴訟なりで扱っている、あるいは、訴えられた被害についてすでに当該国で判断が下りているという場合ということでこの記載があるかと思しますので、適切な記載ぶりかと思えます。

被害があるかなしか、単純に実は、冒頭申し上げましたように、メリット・デメリット、被害を受ける人・受けない人というのは必ずいるわけであります。被害に対してきちんとした訴訟が行われているものについても「被害を受ける」と言うのはおかしいと思えます。当該被害についての対応が当該国で適切になさされていて、かつ、この環境担当審査役という客観的な立場でもってその判断が妥当ということで処理をするならば、それはそういう処理が適切ではないかと思えます。

(外務省高田氏)

これは一事不再理という流れになっておりますが、むしろ話としては上の話だと思うのです。一事不再理と言えば、当然、この手続きで紛争処理手続き、でないとおかしいです。現在の考え方の、この手続きに限らないというのならば、一事不再理というのはまずあってはおかしい。この手続きに限らないとした場合には、例えば、上のところだといろいろ留保が付いているのです。これはなぜこんなに留保が付いたかといったら、私の前回の記憶では、紛争処理手続きがあったら自動的に止めるというのではなくて、ものによっていろいろ、どこまで重複しているのか判断が難しいという議論があったと思うのです。ですから、もし、過去決着済みのものについて申立を却下することができるというのだったら、それはやはり上にある「適当と認められる場合には」とか、いろいろ考えたうえで、「では、これはもうできませんね」と判断し、かつ、本人にも通知してと、上と同じレベルにしないとイケないのではないかと思います。

(矢島次長)

今のご意見は確かに、「一事不再理」という厳格な定義からすると少し広めの運用になっているようですので、そういう意味では、分かりやすくするためには、いずれにしても審査役の判断ということではあります。もう少し修文が必要ではないかと考えられます。ですから、ここも考え方としてそう大きな違いがあるということではないのだろうと思うのですが.....。どうぞ。

(メコンウォッチ福田氏)

考え方は実はかなり大きな違いがあると思っています。少なくとも、先ほどのご説明のように、現地で権利義務関係が定まっているものそのものがJ B I Cの遵守・不遵守の判断の基礎になるということが想定されて、その場合にこの条項を使うということであれば、そういうふう限定して書いていただきたい。少なくとも今書かれている、「目的および効率性を勘案し、適当と認められる」というのは、あまりに広くて、結局何が起るか、もちろん環境担

当審査役がきちんと適切に判断するということでありましょうが、この文言そのものがここに残ると、私たちとしては濫用されかねないという懸念があるということであります。

(矢島次長)

一事不再理ではなくて、並行二重手続きのほうですね。

(メコンウォッチ福田氏)

そうです。あまり変わらないと思うのですが。

(発言者A)

この上と下との関係で、もし下を「異議申立」ではなくて「紛争処理手続き」だと広くとらえるということと言うと、論理的に矛盾が生じてしまうと思うのです。つまり、上のほうでは、「留保事由の消滅後」と書いてありますが、ここでは確定判決が出た後ということだと思いののですが、それでも「なお手続き開始を決定する」。「決定することができる」ではなくて「決定する」なのですね。したがって、上のほうでは確定判決が出た後でも異議申立手続きを受け付けるというか再開する、下のほうではそれができないということは、私は、論理的におかしいと思います。

(矢島次長)

ここは一度、密接に絡んできているところでもありますので、次回までにJ B I Cに少し整理してもらいたいと思うのです。確かにちょっと分かりにくい表現になっているところがあると思いますので。まず、並行二重手続きのところ、完全に否定されるということでもこの場ではないのだらうと思います。そのところは、先ほどのお話ですと、「目的および効率性を勘案し」というところが非常に広い概念になっているというところで、もう少し、実際に何がポイントなのかというところを整理したうえで書くべきであらうというご意見だらうと思います。もう1点は、この時効の中断というか、実際に見守っている段階で貸出が終了してしまった場合に適格要件を欠くということにならないような表現ぶり。それは、何もなくても、受理という意味では、受付という意味ではそれで大丈夫と思いますが、その点。2点のご指摘があったのだらうと思います。

紛争処理の手続きのところは、「一事不再理」という文言からすると、その後の「紛争処理手続き」というのが広がっているという点が、少し用語の整理が必要で、この考え方を生かしていくのであれば、その上の条項なども勘案するような、もう少し、どういう場合にこういう判断をするのかというところが加わるべきだらうと思います。

あとは、「留保事由の消滅後」というところであれば、確かに、ここまで書いてあれば、次の「一事不再理」も、「紛争処理手続き」に広げている場合なのでしょうが、その場合には若干整理が必要になってくると思いますので、その点を踏まえて、この両条項については次回までに整理をしていただきたいと思います。だいたいご意見はそんなところかと思っています。

(発言者B)

次回で結構でございますが、視点として申し上げておきたいのは、一つは、相手国の主権尊重という視点に立っての観点の配慮が要するという点。それから、一事不再理ということで申し上げると、先ほど申し上げましたように、異議申立が2人以上ならばできるという形になります。たくさん申立はあり得ないだらうということで良識ある申立になるかと思うのですが、O O Fの世界ではライバルもある話でございます。O D Aの世界とは別の世界があって、濫用される恐れもなしとしないということで、業界としてはたいへん懸念しております。そういう意味では、この一事不再理の観点から同じような案件が出た場合について、効率よくさっと処理をしていただく。もちろんその後意見があっても、環境担当審査役に、却下に対して異議があればできると書いておりますので、効率的な処理と同時にバックアップ措置も書か

れているという感じがしております。以上の視点を踏まえてまたご検討いただいて、次回議論できればと思います。

(矢島次長)

では、そういうところを踏まえてよろしく願いいたします。

だいぶ時間も経ってきたのですが、もう3時間半ほど経ちました。もう少し進めたいと思うのですが、よろしゅうございますか。

今は、3.のところ、「調査および対話の促進」の前のところまでいろいろご意見をいただいております。そういう意味では、いちばん最後ののところにご意見がなければ、4.の「調査および対話の促進」というところに入っていきたいと思うのです。

まずは、ガイドライン遵守の真実の調査ということで、このところは8ページから9ページのところにまたぎますが、(1)の「事実の調査」というところでは、先ほど三つ目ののただし書きのところは、文言の整理が必要だということですので意見をいただいたところがございます。この(1)に限りまして、他にご意見はございませんでしょうか。

(メコンウォッチ松本氏)

8ページのほうのいちばん下の、モニタリングに関する不遵守の調査というのもあり得ると思いますので、環境審査だけでなく、「モニタリングにかかる事実の確認」もこの中には入れていただきたいと思います。

(入柿課長)

分かりました。

(発言者B)

環境担当審査役が「必要に応じて」ということで、必要がなければあたらないうことになっているかと思うのですが、申立の内容に関してそこと直接に利害関係を有する人については必ずあたっていただく必要があるのではないかと。すなわち、申立の内容について当該実施者が配慮していない場合について訴えがあったら、それは当該申立者に必ず「そういうことなのか」ということで、そこは会っていかないといけないと思いますし、環境配慮ということで国の環境配慮とかいう話があるならば、それは国に対して「どうなっているのか」と聞く必要があると思います。ですから、「環境担当審査役が必要に応じて」という範囲にもなるかと思うのですが、その際の解釈としては、申立人の内容に対して直接に関係するところ、あるいは、それに対して反対の立場を取る人がいる場合については、そこは必ず意見を聞くことにしたいと思います。

(矢島次長)

ここは、構成として、「必要に応じて」というところで縛りながら、あらゆる考えられる人たちがすべて列挙されて、そのうえに「その他関係者」となっております。ですから、そういうことに当然なってくるのだらうと思いますが、やや運用面のお話だらうと思います。そういう運用面のコメントということで整理させていただいて、テイクノートをJ B I C側にはしていただきたいと思います。

よろしければ、(2)の「紛争解決に向けた対話の促進」ということで、ここは、二つ目の「中立性」のところで、「同様の形式・回数」というのが、そこまで書く必要もないのではないかと。少し緩和した表現になっているということがポイントだと思います。

特になければ、(3)番の「調査および対話の促進活動実施中の留意点」というところ。まず最初は、「費用を申立人に請求する」、このところを削除したということ。2番目のところが変更点になっておりますが、この項目、(3)のところにつきましてご意見をいただきたいと思います。

失礼しました。ここも整理をするということをお願いしたいと思います。

次は、5番の「総裁への報告」ということでございます。ここは、9ページと10ページにまたがりませんが、「5.総裁への報告」全体をカバーしてご意見を賜りたいと思いますが、いかがでございましょうか。

(外務省高田氏)

政策提言機能をどこへうまく盛り込むのかと考えたのですが、これは一案です。10ページのいちばん上の、線をいろいろ引いてあるところで、「当該案件の不遵守状況を治癒」というのがあるのですが、どういう書き方がいいのかあれですが、「当該案件の不遵守を治癒」だけではなくて、再発を防ぐとか、類似の不遵守が起らないようにするための施策とか、そういうのを付け加えるのが一案かと思ったのですが、いかがでしょうか。

(矢島次長)

ここは、冒頭の整理では、この場の議論では、手続きとか政策の提言も行い得る、ただ、ここでは明示はされていないという整理だったと思いますが、今のようなご意見に対してはどうでしょうか。

(入柿課長)

こうした意見の中にも含み得るということではあるのですが、なんとなく、これはそれぞれの個別の事例に対する報告でございますので、座りが悪いかという気はしておるところであります。「3ヵ月以内」とか、「2ヵ月以内」とか、いろいろあるところで、そういうのを入れるというのは座りが悪いという感じでございます。そこは整理の問題かとも思います。

先ほどいただいた、11ページの「見直し」のところでの「意見・評価等」と併せて整理させていただきたいと思います。

(外務省高田氏)

確におっしゃるとおり、ここは座りが悪いかもかもしれません。ただ、「見直し」のところに行くと、「本要項の見直しは」というところから始まっておりますので、それでしたら、そのときに議論していただいてもいいのですが、7番の「フォローアップ」のところの「年次活動報告書」の中に書くとか、あるいは、「必要と認める場合は、その都度総裁に報告する」というこの中に入っていたほうが……。ガイドラインの見直しが政策提言と1対1対応でしたら、「見直し」のところでもいいのですが、必ずしもガイドラインそのものをいじるということではない場合もあります。「見直し」のところに入れるのも一案かと思いますが、それだとガイドラインを本当にいじることだけになりかねないので、それでしたら「フォローアップ」のほうに入れていただけませんかでしょうか。

(矢島次長)

ここは、繰り返しになりますが、そういうことも提言し得るということが方向性として共有されていることだという認識はしております。そこを特に明記しなかったということですが、どこかしかるべきところを書いておく必要があるだろうというのが今のお話だろうと思いますので、J B I Cには適当な個所を考えてもらいたいと思います。

(F O E 松本氏)

私も、高田さんがおっしゃっているように、この「総裁への報告」の中に入れていただくのがいちばん整理がいいのではないかと考えておりますので、意見として述べさせていただきます。

(メコンウォッチ松本氏)

今の件で行けば「総裁への報告」もしくは「フォローアップ」で、私はどちらでもいいし、いくつかのケースをまとめて、政策あるいは業務の改善に結びつくという意味では「フォローアップ」のほうが重要という気がします。それはまた後で議論するという事です。

ただ、この「総裁への報告」というところでは、これは非常に軽微ですが、9ページ最後のところ、「異議申立受理後3ヵ月以内」。実を言うと、これ以外を見ると、全部「原則として」が付いているのです。この「3ヵ月以内」だけ「原則として」が抜けているわけです。意図されてそうしたのかどうか知りませんが、私は、やはりここも「原則として」という文言を入れるべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

(矢島次長)

ここは、私の理解ですと、これまでの事例が非常に時間がかかるということで、できるだけ迅速に行えという中で、かなり厳格に守るところで、ここに「原則」が付いていないということだと思いますが、全体の流れの中でここだけ「原則」が入っていないというところの理由を。

(入柿課長)

後ろのほうにも入っていないのですが、2ヵ月の延長規定があるので、ここは厳格に守るということも入れて「3ヵ月」とした次第であります。

(メコンウォッチ松本氏)

「2ヵ月」は、対話のことしか書いていないのですよね。したがって、「3ヵ月」というのは、遵守にかかわる調査結果についてはこれ以内に出さなければいけない、と私は理解をしたのですが、そこが1点。

あとは、例えば、投融資部門は原則として4ヵ月以内に報告書や意見を出せるということで、そういう意味からいくと、やはりここはバランスが良くないと私は思いますので、「原則として」というふうにある必要があると思ってます。

(入柿課長)

別にこだわるわけではないのですが、後半の6番のところは、「原則として意見を提出する」という、こちらにかかるものだと。ちょっと読めないかもしれませんが、気持ちとしては、「投融資担当部署は原則として4ヵ月以内に意見を提出する」、意見を提出しなくてもよいということ。「原則として意見を提出する」ということだと考えたのですが。

(矢島次長)

かかってないということですね。

(入柿課長)

ここは整理させていただきます。「原則として」というのを……。確かに実際3ヵ月でできない場合もあるとは思いますが、ここは気持ちの問題だけですので。われわれとしては遵守は絶対やろうということで入れているものですので、こだわるものではございません。考えます。

(矢島次長)

そこは、「原則として」と入ってきますと、全体の期間がずるずるいつまでも長くなるということにもなるので、他にどこかの個所で入れておかないと。どのぐらい延ばすのかとか、あるいは、期間の中断という形で対応するのか、お話いただいている中ではいろいろなことが考えられると思いますが、いちばん根っこになる期間のところですので、「原則として」と入れてしまうと、では、原則以外はどんなのだという話に必ずなって、その部分がまたないといけないということにもなってくるのだらうと思います。そういう意味では少し整理が必要かも

分かりません。ご意見がございましたか。

(メコンウォッチ松本氏)

例えば、最初の「予備審査」は、「1ヵ月」が、「原則として」が付いている。これは「1ヵ月」にかかるのですね、「原則として」が。今の入柿さんの話で、「原則として」がどこにかかっているかというのをいちいちチェックしなければいけないかと思いはじめたのですが。そうすると、前のほうが流れてきて、本調査の期間が短くなるわけです。つまり、ある事情があって予備審査が長く……。

(入柿課長)

すみません、今の「4ヵ月」のところは、私の誤解です。申し訳ございませんでした。

(メコンウォッチ松本氏)

それなら良かったです。

1ヵ月の予備審査が原則ですから、そのエリジビリティのところでは時間を取られることがあり得るわけです。そうすると本調査のほうの時間が取られるわけです。したがって、今の矢島さんのおっしゃることを鑑みれば、大きくというか、3ヵ月を超える場合にはその理由についてちゃんと説明するとか、そういう文言があってもいいかと思いますが、やはりここは「原則3ヵ月」と、「原則」は少なくとも入れてほしい。私は、3ヵ月ではとにかく短いと思っている論者ですので、それでも最大限「原則として」を入れてほしいと思ってます。

(矢島次長)

確かに、予備審査のところは「原則として」という形で入ってくると、後ろのスケジュールがきつくなるというのはおっしゃるとおりだと思いますので、そこは少しJ B I C側としても考えたほうがいいポイントではないかと思えます。

(発言者B)

今とは別の話ですが、よろしいでしょうか。

(矢島次長)

今のところは、ですから、繰り返しになりますが、予備審査のところは「原則」が付いているということと、全体の「3ヵ月」のところも、平仄を合わせる必要があると思えますので、そこは修正をするようお願いしたいと思います。はい、どうぞ。

(発言者B)

10ページ目のいちばん上のところの2行目で、「環境担当審査役は、不遵守状況を治癒するために」ということで、「本行が実施するべき事項を記載することができる」ということで、「実施するべき」という文言ですが、非常にこれだと、総裁の上に行くのかという感じもする。J B I Cとしても、金融機関ですから対応可能な範囲もあるかと思えますし、その中でどう対応するかというのは総裁の判断になるわけでありまして。その総裁の判断をする際に、環境担当審査役のほうから、こうしたらということが考えられる、ということを出すということでありましょうから、「するべき」というのは少し言葉として強すぎて、「実施可能な事項」とか……。 「するべき」というのは、総裁の権限を考える場合には強すぎるのではないかと。もう少し妥当な表現が必要ではないかと思えます。

(入柿課長)

分かりました。考えてみます。

(矢島次長)

5番でございますが、「総裁への報告」のところで、はい、どうぞ。

(F O E 松本氏)

今のご意見ですが、「実施すべき事項」を記載しても、それを最終的に判断するのは総裁なわけですから、私はここを表現を弱くする必要はないのではないかと考えております。

(矢島次長)

ただ、最終的に総裁が決めるということであれば、逆にあまり表現にこだわる話でもないということですね。

はい、どうぞ。

(外務省高田氏)

さっきの「原則」の場所とかかり方とも関係してくるのですが、そんな勘違いをするのはおまえだけだと言われればそれまでですが、私も最初に読んだときに誤解をしまして、これは、報告書を受け取ってから4ヵ月以内ではなくて、いちばん最初の申立からですね。普通の書き方は、「報告書を受け取ってから1ヵ月以内に投融資担当部署は回答する」というのが素直ではないかと思うのです。もちろんきちんと読めば誤解はしないのかもしれませんが、いかがでしょうか。

(矢島次長)

そのほうが分かりやすいというお話です。

(入柿課長)

分かりました。

(矢島次長)

それは、全体の整理の中で少し考えていただいたほうがいいのかと思います。

(入柿課長)

そうですね。

(矢島次長)

よろしければ、「7.フォローアップ」のところでございます。ここは2点ございますが、ご意見はございますでしょうか。

特になければ、11ページ、「情報公開」のところ。これは、 で五つほどございますが、全般についてご意見をいただきたいと思っております。

(メコンウォッチ松本氏)

原則とするという点については改善されていると思ってます。ただ、公開対象文書はいったいどのくらいあるのかということ全体を通して整理してみると、実際のところ、最終報告書とそれに対する投融資部門の意見しか公開対象文書がないのです。それで本当に十分かということここで改めて議論を提起したい。

私たちが提出した3ページの「情報公開」、真中の少し下のところにありますが、われわれはここに書いてある「以下の文書を速やかに公開すべきだ」という考え方を持っています。「受理された申立書」「異議申立手続き開始の決定」。「異議申立手続きを留保する場合の決定とその理由」、われわれの、原則としては「並行二重手続きの防止」は要らないという点から行くところはおかしいのですが、もしそれが残った場合は、それを留保する場合の決定とその理

由は公開するべきではないかと。で、「却下した場合の事実とその理由」「その却下に対する申立者の意見」。「報告書に対する当事者からの意見」、当事者はプロジェクト実施主体者と申立者です。それから、「報告書を受けた」JBIC総裁の指示」。最後の「実施状況」は、年次報告書の中に含まれているので、ちゃんと読めば、この最後のは公開されることになっているようですので、それはここはいいということです。こうした文書を公開対象にするべきではないかと思っています。

(矢島次長)

これについての考え方をもう一度お願いします。

(入柿課長)

このところで公開対象としておりますのは、まず環境担当審査役の報告書、それから、投融資担当部署の意見書でございます。個別の案件に絡むものについてはこの報告書と意見書でございます。どちらも本行が作成した文書にしております。本行が作成した文書は公開します、ということにしております。

いろいろと言われております、受理された申立書とか、結果的に手続きの開始に至らなかったようなものについては、年次活動報告書の中で、生の資料ということではなくて、活動概要の中でご紹介していくということを考えているということでもあります。

その考え方の一つとしては、それぞれ、われわれの作ったものでない文書を公開するということについてはそれなりの手続きが要るだろうということで、われわれのほうから積極的に情報を開示していくという種類のものではないのではないかとということ。それから、異議申立手続きは、濫用について産業界のほうから強い懸念の声が出ているところもありまして、すべての申立について申立書を、中には質の悪いものもあるかもしれないということがありまして、そういったものも含めて全部公開してしまうということでは、手続きそのものは開始されないとしても、濫用した際の目的が達せられることとなります。そのへんは十分に配慮したうえで、ただ、透明性を確保するために、そのへんは年次活動報告書の中で環境担当審査役にまとめてご紹介いただくということを考えておる次第です。

(メコンウォッチ松本氏)

これは議論してきた点だと思います。しかし、私がここで言っている情報公開というのは、プロセスの透明性であります。結果に対する透明性はかなり確保されるのではないかと考えているのですが、しかし、プロセスの透明性を併せて考えなければいけない。先ほどおっしゃられた申立書については、もしそういう危惧があるのならば、予備審査を通過したものとか、なんらかの要件を付けてもいいと思います。しかし、申立書というのは、一定の条件をパスした段階、つまり、問題の所在あるいは不遵守との関係性という点において最初の審査をパスしたものとかなんかについては公開をしていく必要性が、プロセスの透明性を図る意味でも重要です。節目節目でJBICがどうしたのかということ、速やかにその態度についてホームページ等を通じて公開するというのも、やはりJBICのこれをやっているプロセスを透明にするという意味では欠かせない情報公開ではないかと思っています。

(FOE松本氏)

情報公開のタイミングの件を確認したいのですが、この報告書は、年次報告書とは別に、出されればすぐに公開されると理解してよろしいのでしょうか。そのタイミングについても、できましたら明確な形で書いていただきたいと思うのです。

(矢島次長)

報告書はできた都度ということだと思うのですが、私が言うよりはむしろJBICに説明をお願いします。

(入柿課長)

バランスを取るために、投融資担当部署の意見書が出たところで併せて公開するという事になっております。

(F O E 松本氏)

環境担当審査役の報告書と投融資部門の意見書と一緒に出てくるということでしょうか。

(入柿課長)

公開ですね、そう考えてます。

(F O E 松本氏)

報告書は3ヵ月以内で、そのあと1ヵ月後に意見書ということですので、これは別々のタイミングで公開していただきたいと思っております。

(入柿課長)

タイミングについては整理させていただきたいと思えます。

(F O E 松本氏)

私たちは意味があって別にさせていただきたいと思っているのです。手続きとしては、基本的には、3ヵ月以内に報告書が作成されれば、まず総裁に報告されますね、直ちに、で、その後、1ヵ月後に投融資部門から意見が出されるということですので、これは別のタイミングで出させていただきたいと思えます。

(発言者 B)

別のお話ですが、NGOの皆さんが話しているやつは、だいたいODAのプロジェクトをたぶん想定してこの「情報公開」をご議論されていると思うのです。民間業界のほうはOOFのほうを相当念頭に置いて話をしておりまして、民間ビジネスの世界の中でどういう形で情報公開がなされて、それがどういうインパクトを与えるのかということはいへん気にするところでもあります。この点について詳しくまだ分析をやっておりませんので、OOFの案件の情報公開については中でもう少し議論をしてみたいと思っております。後日また意見を言うことがあるかもしれません。

それから、「情報公開」ということで、一般の公開についての議論をされているかと思うのですが、OOFの場合の事業実施主体者に対しては、異議申立の内容は一般に公開はしないという前提で、ただし、異議申立があったということについては、実施主体者には少なくともその全体はきちんと情報公開されるという理解でいいのかどうなのか。もしよければ、それはここに書かないということであれば、どこかでちゃんと担保されるのかどうなのかということをお聞きしたいと思います。

(矢島次長)

今のは、要は、申立が出てきた段階で、実施主体には当然にしてきちっと、これは情報公開というよりもむしろ、通知するという事ですね。そこはそういう枠組みになっておりまして、それがゆえに、逆に名前は出したくないという場合には匿名性があるということ。そこは間違いございませんが、手続き上ははっきりしたほうがいいということであれば、どこに入れ込むのがいいのか少しJ B I Cに検討していただきたいと思えます。そこは、皆さん異論があるところではないと思えますので。

(F O E 松本氏)

〇〇Fのほうの情報公開についてですが、私も、もし虚偽の申立があったものがウェブサイトに出るといことがあれば、非常にビジネスに影響があると思いますし、これは避けるべき事項だと思うのです。ですから、先ほど松本さんがおっしゃったように、予備調査が終わって、これはかなり本格的な調査が必要ではないかというタイミングで〇〇Fの情報公開をずらすというのは、一つの方法として考えてもいいのではないかと考えております。

(矢島次長)

今のは、要は、民間プロジェクトがゆえの競合状況にあるとか、いろいろ特色があるということで、それを踏まえたうえで情報公開のタイミングを少し遅らせてもいいのではないかというお話ですね。その前の段階ですね。J B I C案で、その前の段階の異議申立のところは公開はしないということになっておりますので、そこのところは違ったご意見ということだろうと思います。

(O D A ウォッチャーズ坂元氏)

細かいことになるのですが、11ページの上のところで「受領後5営業日以内に申立人に書面で通知する」と書いてあるのです。これは発送主義で考えておられると思うのですが、遠隔地であることとか、それから、個人の権利義務に関することでもありますので、基本的に到着が5営業日以内になるべきではないかと考えているわけです。そうすると、5営業日目というのがきついのではないかと。もう一つは、そういう観点から見ると、到達の確認を制度的に保証する必要もあるのではないかと。ここらあたりは、どのようにJ B I Cのほうで考えておられるのか、まず聞きたい。

(入柿課長)

ここは、連絡をわざわざ通知にしているのがまさに発送主義ということなのです。世界各国、今、いろいろな僻地もあると思いますので、ここを到着主義で何日以内とするのはプラクティカルには無理だと考えてます。したがって、発送主義のほうで「5営業日」と切らせていただいたところであります。

到着の確認ですが、この受領後通知をしたところから予備調査を開始いたしますので、基本的には申立人にコンタクトするというのが原則になります。したがって、形式的に受領したかどうかを確認するというプロセスを特に置く必要はないのではないかと考えております。

(O D A ウォッチャーズ坂元氏)

これは重要な異議申立の手続きの一環ですので、それぞれまたその次に手続きがあるということかもしれませんが、到達主義にできないというのだったら、制度的に到着しているということを確認しないと申立人に対する非常に不利になる可能性もあります。ここはもう少し詰めていただければありがたいと思うのですが、いかがでしょうか。

(矢島次長)

要は、確認した段階から、ある意味では起算点と言うのでしょうか、予備調査が始まるという感じですね。これは今、だいたい受理日からずっと進んでいるわけですが、単に確認をすればいいというお話ですか。そこはかなり細かい実務的な話ですが。

(O D A ウォッチャーズ坂元氏)

むしろ、またコンタクトを取られるということかもしれないのですが、5営業日以内に連絡するというのは、英文で現地の人たちは、英文か現地の公用語か分かりませんが、見るわけですね。そのときに、発送できてこない。やはり、一つの制度を立ち上げているわけですので、なんらかの形で、文書が到着している、こちらのほうの意思を相手に通知しているということはどこかで確認する必要があるのではないかと。これは細かいことで、ここで議論

するのか分からないのですが。

(矢島次長)

分かりました。そこはもっともな面もございますので、具体的に、これについてはどこかに文言として入れるのか……、いずれにしても次回、そこの実務面を詰めてご説明をさせていただきたい。それをJ B I Cにお願いしたいと思います。

ここは、いろいろ議論いただいた中で、申立の受理の段階、それから、予備審査に入った段階と、いちいち段階段階で情報公開をするべきであるというメコンウォッチの松本さんからのご提言とは、J B I C側の考え方はまた違っていると思いますが、それに対してはご理解をいただいておりますか。

(メコンウォッチ松本氏)

ご確認ありがとうございます。理解はしていないので、改めてですが、一つずつ行きます。私たちが配付した資料の3ページ、まず「申立書」については、先ほど申し上げたように、濫用云々かんぬんの話もありますので、例えば、予備審査が終わった後とか、そういう条件を付けて対応できないのだろうか。それから、「手続き開始の決定」。これそのものは別に誰が作った文書でもなく、こういう決定をしましたということを、プロセスの透明性を図るために公にする。「留保する場合の決定と理由」、これもJ B I Cサイドというか、審査役サイドでやる決定ですから、これの決定についても公開する。他の人が作った文書でも何でもないので。それから、「却下をした場合、その理由」です。これも当然J B I Cが作成する文書ですから、先ほどの理由から行くと、どうしてもこれがよく分からない。

それから、「却下に対する申立者の意見」。これは確かに申立者が作るものであります。最初の申立書もそうですが。これに対しては、申立者に「公開していいかどうか」と、おそらく確認が必要なものがあればそういうふうにするという対応が可能かと。「報告書に対する当事者からの意見」についても同じだと思います。あと、「総裁の指示」。これはもちろんJ B I Cサイドの意思決定ですので、これに対しても当然公開はできていいのではないかと考えているわけです。

繰り返しになりますが、年次報告書で結果を透明にするということは分かったのですが、しかし、基本的に私は、プロセスと。このプロセスが今こういうふうに進んでいるということ。ホームページ等を通じてJ B I Cが明らかにするというのは、さまざまな付随的な情報を審査役のところ届けるところにもつながりますから、いろいろな情報を取るという意味でも重要だと思いますし、そのときどきで行われた決定が非常にリーズナブルかどうかということ。パブリックの目にさらすという意味でも、私はとても重要な情報だと思います。改めて出すと、世界銀行、アジア開発銀行は同様のことをやっているということになりますので、私としては、さまざまな条件を付けなければいけないものがあるのかもしれませんが、それでも基本的にはこうした文書の公開に向けた対応をお願いしたいと思っています。

(矢島次長)

ご意見は理解できますが、一方で、産業界の方のご懸念のように、一貫して意見を言っているという状況はありますが、まだはっきりしない段階でそれが出る、予備審査から本審査に入ったとはいえ遵守・不遵守についての決定は出てないわけですから、そのあたりの情報が……。これは実施主体が国と民間プロジェクトと、当然違って来る面があるのだろうと思うのです。いろいろバリエーションというか、違いがあるでしょう。むしろその点をご理解いただいているということではよろしいのですか。

(メコンウォッチ松本氏)

この点は理解しています。3団体が同じ意見かどうかはともかく、その点については、私は、このままで行くとODAの側のアカウンタビリティがかなり落ちるのではないかと考えてい

るのです。今の点は考慮しますが、この点については、ODA側の情報公開はこのままでは私は足りないと思っておりますので、できれば避けたいのですが、分けるということも一つの案かと、OOFとODAを。要するに、今のこの案は、OOFについてはこの適用だが、ODAについてはさらなる公開が必要であると思っております。本来、私はOOFもそうあるべきだとは思っておりますが、どうしてもそうした民間企業の問題があるのであれば、それもやむを得ないかと。ただ、今いちばん心配しているのは、このままではODA側のプロセスのアカウンタビリティはきわめて低いものになるというのをいちばん危惧しています。

(発言者A)

今の松本さんの意見に私も同意いたします。

(ODAウォッチャーズ坂元氏)

全く同じことを言おうと思ったのです、私も松本さんの意見と。だから、基本的に、私自身も、両者同じような歩調で公開されるべきだと思いますが、一步譲って、物理的または論理的、制度的に差があるということで、それを明確に示していただいて勘案するべきではないかと。私が言いたかったのは、もう一つ、その前の段階の「期間」のときに、だから決定の前ですね、それにつきましても、先ほども申し上げましたが、私は両方ももちろん前の段階で異議申立すべきだという立場ですが、論理的に差があるのだったら、示していただきたいと思っております。

(発言者B)

「期間」のところはリーガルな判断でありますので、別に差を設ける設けないという話ではないと思っております。

「公開」のところでは、基本的に競合関係等がある中でこういう公開があるということで、重ねてになりますが、一步譲ってではなくて、死活問題の中の世界で生きておりますので、そういう悠長な話ではない、非常に厳しい中でやり合っておりますので、そういった中での配慮がなしでは困るということであります。

(発言者I)

前もこのときに発言させていただいたのですが、企業の立場から言いますと、この点は本当に死活問題で、レピュテーションにかかわってくるところなので、OOFに関しましては、ぜひとも誹謗中傷して却下になったような申立を公開するというようなことは絶対避けていただきたいと考えております。

(FOE松本氏)

私も先ほど申し上げたかったのはそういうことでして、ただ、NGOのほうからの提案の中に書かせていただいている、「報告書に対する当事者からの意見」、あるいは「JBI C 総裁の指示」、あるいは「総裁の指示に対する投融資部門の実施状況」、こういったものはもうすでに報告書が出た後のことですので、こういったものは確実に公開していただく必要があると思っております。そここのところは確認させていただきたいと思えます。

(入柿課長)

そここのところは、総裁指示とその実施状況については、年次報告書の中で入れる、報告するというようにしています。ですから、全く公開しないと言っているわけではないということです。

それから、プロセスの透明性についてですが、いろいろとご意見をいただきました。われわれ側の考えでは、まず、これは検査でございますので、最終的な結果を出すことが目的であって、結果については速やかに公開するということが原則かと思えますが、プロセスについては、プロセスの中には情報公開法に照らして不開示となる情報も多いと思えますし、検査を進める

にあたって、プロセスを開示してしまうことによっていろいろな意見を取り入れられるという長所もあるのかもしれませんが、独立性、中立性を損なうような事態になる可能性もあるわけでごさいます、基本的には、ここは、積極的に公開するというのではなくて、情報公開法に従って開示請求があれば肅々と公開していくということかと思っております。

(矢島次長)

先ほど、ODAとOOFを分けて、ODAの透明性をより高めるべきではないかというご意見がございました。ただ、一方で、国と民間プロジェクトの場合ですと、国が実施主体のところが、もともと公的な性格のところなわけですから、それに基づく情報公開は、当然にしてかなり確保されているとは思いますが、そうはいつても、プロジェクトの実施主体という意味では同じで、必ずしも相手が国だから、いろいろなものをプロセスの段階で公開してしまえるのかというのは、J B I Cとしても整理をしなければならぬでしょう。もし、例えば、現時点で何か外務省の方のご意見がありましたら、承っておいたほうがいいのかと……。特にございませんか。分かりました。はい。

(メコンウォッチ福田氏)

今、矢島さんがおっしゃった1点だけですが、少なくとも世界銀行、あるいはアジア開発銀行では、基本的にはパブリックセクターの部分だけで、こういったものを受け付けました、実際に調査をやります・やりません、こういうレポートが出ました、マネジメントの対応が出ましたというのは、全部、その節目節目に公開されているということをつけ加えたい。

(矢島次長)

分かりました。

(FOE松本氏)

追加ですが、もちろん虚偽の申立があった場合に、それを全部公開する必要は私もないと思うのですが、虚偽の申立ではなくて、どうして却下されたのか分からないという事例があることは困ると思っています。そういった意味で、虚偽の申立でない場合は、もし却下する場合はその事実と理由、それに対する申立者の意見というのは、民間であっても公開する必要があるのではないかと考えています。

(入柿課長)

そこは別に虚偽でなくても、申立を却下するという事になったものについて……。そこはよく分からないのですが、民間であっても、虚偽でない場合は公開すべきだということをおっしゃっているのですね。別に濫用が虚偽だけとは限らない話なので、その判断は難しいのではないかと考えています。異議申立をなんらかの理由で却下しますということになるので、それは虚偽だけと限る必要はないのではないかと考えています。

(矢島次長) 今ひとつ論点が分かりませんが。

(入柿課長)

虚偽とそれ以外は、何が違うのかと思って。どういう意味で虚偽と言われているのか。

(矢島次長)

先ほどの産業の方から出た「虚偽」というのは、それによる申立を受理した段階で出るといってお話だったので、却下のところで虚偽の話が出たのでは必ずしもないと私は理解しております。要は、却下した理由は出すべきではないのかというご議論ですね。

(F O E 松本氏)

(聴取不能) 当然されるべきではないと思っています。それは、全然、この機能のめざしているところではありませんので、そういったものまで公開する必要は全く私はないと思っているのですが、民間のプロジェクトでも、住民が申立てた場合に、納得が全然いかないにもかかわらず却下されたという場合がもし仮にあった場合に、なぜだったのか、異議申立機関の判断はどういう理由だったのかというのをきちんと説明する必要があるのではないかと考えています。

(入柿課長)

それは公開しないといっているわけではなくて、公開請求があれば対応しますということで、原則公開であることには間違いはないと思うのですが、積極的にこちらから公開する話ではないのではないかと申し上げておる。

それから、年次活動報告書の中で件数とか却下の理由とか、そういったものは環境担当審査役がまとめて報告するというようにしております。積極的な公開の程度はこの程度にとどめておきたいということでもあります。

(発言者 B)

民間の場合に、例えば、英国である場合に、パイプライン敷設の場合などは非常に距離が長いものですから、ここは日本側ポーション、ここはヨーロッパポーション、ここはアメリカポーションとか分けて工事が同時になされることがあるのです。そのときに、日本側ポーションのところだけ「異議申立」と付けられて、ヨーロッパの部分とかは何もない。日本側のプロジェクトだけ、「ほら、被害が出ている」と。みんな被害が出ているのだが、日本側だけ「被害が出ているじゃないか」と言われたりする。それをどう扱うかというのは難しい問題があるのかと思うのですが、O D Aと違って、民間側の場合については同時並行的にいろいろなプロジェクトが走ったりすることもありますし、そこはいろいろな配慮が要するというのをぜひ申し上げたいと思います。

ガイドライン遵守・不遵守については厳密にもちろんやろうと思いますが、情報公開のところについてはいろいろな形の配慮が要するというので、そのへんについては、いろいろな面での、死活的な状況もありますので、そのへんを踏まえて再度、中で議論をしたうえで、必要ならば意見を申し上げたいと、重ねて申し上げます。

(F O E 松本氏)

今のご意見ですが、もうご理解いただいているとは思いますが、もしパイプラインで日本とイタリアがやったところだけ非常に問題があるということで異議申立があった場合に、それは非常に異議申立の制度があつてありがたかったということになるのではないのでしょうか。異議申立機関がなければ、問題があるプロジェクトがそのまま進んでしまうわけですから、それは考え方が違うのではないかと考えております。

(発言者 B)

ですから、重ねて申し上げているように、N G Oの人は相手国の実施主体者にぜひ積極的にどんどん働きかけてほしい。要するに、共通土俵について、私どもはイコールフットイングということで申し上げているわけありますので、そういうのが必要ならば、それは世界的にどんどんやってほしいし、環境省の方も環境規制で世界的な規制をどんどんやってほしいと思っています。そこは誤解のないように、一つよろしくお願いしたいと思います。

N G Oの人も、日本勢がやらなくなれば他の国が出て行くだけでありますので、それは、そこだけやって目的が達せられるわけでは全然ありません。したがって、基本的には、全体の国としてのプロジェクトについての環境を当然やっていくと。ですから、意見があるならば、相手の国に対してどんどんやっていくというのが本筋であつて、一部のところだけをやって全体

が解決するかということ、そういうことではない。そこは、日本は日本なりにももちろん努力するということであります。私らももちろんこのガイドラインを遵守するという中で動くわけですが、競争条件を全く無視して走られるということには一定の配慮はぜひ入れてほしいということでも申し上げているわけであります。

(F O E 松本氏)

私は、自分の国の機関が環境破壊をするようなプロジェクトにおカネを出してほしくないと思っておりますので、まずもって日本の機関に働きかけをしております。もちろん今の方がおっしゃっているように、日本だけが改善しても問題が解決するわけではございません。ですから、国際的にもこういうきちんとした制度が整っていくように、私は私のキャパシティでさせていただきますいておりますので、ぜひ、企業の方もそういった働きかけを産業界の中で進めていただきたいと思いますと思っております。

(矢島次長)

この点は、「情報公開」から離れたような、エールの交換のようにも聞こえたのですが。

だいぶ時間も経ってしましまして、「情報公開」のほうは、きょうの新しいご提言というか流れの中では、民間プロジェクトについての競争を確保するための情報の管理については共通の理解ができているという中で、むしろ O D A の案件についてこういったプロセスの透明性を高めていくのかという議論になったと思います。ここも、宿題として、 J B I C もどんなことが考えられるのか。先ほどお話ししましたように相手が国だからといって何でも出せるのかどうかという問題もございます。ただ、共通の考え方として、特に O D A のほうはプロセスの透明性の確保が必要ではないかというご意見だったと思いますので、それを踏まえて、プロセスの透明性のところの対応をどう考えていくか、あとの年次報告書との関係はご理解をいただいていると思いますので、その点を J B I C の宿題ということで検討していただきたいと思います。

実は最長不倒、最長の時間になってしましまして、私の議事進行のまずさもあると思います。最後の「見直し」のところは、ご提言をメコンウォッチと F O E ジャパンからいただいておりますが、これは、前回もこのスコープの枠外で少し議論させていただきたいという整理だったと思いますので、もし他になければ、きょうはこの「見直し」のところで。

今回は、別添のところでもコメントをいただいておりますので、添付のフォームのところと、審査役の選定の仕方、事務局の構成。このへんは、前回お話しした中でうかがったのを踏まえて提示はしておりますが、やや言葉が足りないところも J B I C 側の案にあるのかも分かりません。私の感じですと、考え方に大きな差はないと思いますが。そういう意味では、今回は、フォームのところと選定のところを行って、そのうえで、きょういろいろご示唆をいただいた点、 J B I C 側のペンディングに進んでいきたいと思っております。

ざっと念のため確認をしたいと思っております。もし抜けている点があったら言っていただきたいと思います。

まずは、4ページ目の「対象案件」のところで、可能性の恐れというところの「確実に」という表現が必ずしも適切ではないということで、ここを考え直す。これは、次の「申立人の要件」のところにも出ております。

それから、「申立人の要件」のところの二つ目のパラグラフでございますが、「必要性」というところの考え方で、ここも修文が必要ではないかということだったと思っております。

次に5ページ目で、ここも、(D) ですが、「将来発生することが確実に」となっておりますので、ここも同じ文言修正でございます。

次が「プロジェクト実施主体との協議の事実」ということで、これは、前のパブリック・コンサルテーションの理解のとおりで、プロジェクトの実施主体とコンタクトをしても、それが難しかった場合にはそれを付してということだったと思っております。そういった形で修文をしていただきたいと思います。

次に6ページでございますが、「本行担当部署との協議」というところで、前の回のコンサルテーションの場では、「協議」というのは、もう少し軽いというのでしょうか、「コンタクト」だったのかどうか私も覚えておりませんが、「協議」というのはきつい表現ではないかということで、字句を修正する。

それから、きょうご提案いただいて、J B I C側はなるほどとおっしゃっていたと思いますが、J B I C側の投融資部門の対応が適切ではなかったという場合にはその内容についても記載していただくというところは加えていく。

次に8ページでございます。ここは「並行二重手続き」のところになりますが、「目的および効率性」というのは、漠然としているというのでしょうか、広すぎるのではないかということで、実際に何がポイントになってこういう留保という形に入っていくのか、勘案する内容を分かりやすく記述すべきではないかということだったろうと思います。

あとは、やや細かい点であります。留保しているときに貸出が終了してしまった場合にはどうなのか。当然、受付の時点ですので、受付要件ですので、失効するという事はないと思いますが、そこはなんらか明示したほうがいいのではないかという点。一方で、主権の尊重も考えるべきではないかというご意見もいただいたのだらうと思います。

次の一事不再理のところでは、「一事不再理」という文言からしますと、「紛争処理手続き」というのは少し広い概念になっているということで、一事不再理の観点ということですぐに紛争処理手続きとつながってくるのはおかしいのではないかと。

それから、上の「並行二重手続き」とも絡みますが、上の項目では「留保事由の消滅後手続き開始を決定する」となっているということで、ここの整合性が取れていないのではないかというご指摘がありましたので、その点を踏まえて修文をいただきたいと思います。

それから、このページのいちばん下のところ、「事実の確認」のところでは、環境審査およびモニタリングが入ってきたのだらうと思います。

9ページ目でございます。いちばん最初の で、ただし書き以降のところでございますが、ここのところの文言の整理が必要になってくるということであつたらうと思います。

それから、9ページ目の(3)の「調査および対話の促進活動実施中の留意点」ということで、これも先ほどと同じ、並行二重手続きのところは修文が必要であるということだと思えます。

10ページ目のところは、ここはまず、「総裁への報告」にするのか「フォローアップ」なのかというところがありましたが、いずれにしても政策の提言というところを入れてくるべきではないかと。そういう中で、ご意見として出たのは、10ページ目のいちばん上の ところの「治癒するための本行の実施」のあたりに政策提言といった形のものも含めて……、むしろ「フォローアップ」と？ 分かりました。「総裁への報告」あるいは「フォローアップ」のところは政策提言といったものを入れ込むべきではないかと。

それから、「実施すべき」というところは、あまりこだわりはないですが、やや強すぎるというご意見が出ましたので、ここは少し勘案していただきたいと思えます。

10ページのところでは、6番の「意見」のところ、原則として」と。これは全体にかかわりますが、「受理から3ヵ月」というところは、受理を起算点にしてすべからず月が決まっています。ここのところは、このほうがむしろ整合性が取れていいのか、あるいは、それぞれのプロセスが終わったところから何ヵ月後という記載のほうがいいのか、このへんは一般にいろいろな方々が読まれる文書であるので分かりやすくというご提言だったのだらうと思います。

11ページでございますが、申請手続きの情報公開ですが、最初のAのところ、通知は発出ベースで、5営業日以内に発出するというところですが、到着の確認は必要ではないかということで、これは事務的に可能かどうかということをしチェックしなければいけないということだらうと思えます。

最後の項目になりましたが、「情報公開」ということで、きょうのご提言では、ODAの透明性ということで、異議申立のプロセスの透明性を確保すべきだというご意見があったということで、そこはどういった形で対応が可能か考えてみるということだったらうと思えます。ご提言の中では、ODAとOOFと、「情報公開」のところは分けて考えるということも一つの

方法としてあるのではないかということであったと思います。場合によっては異議申立の「期間」のところにもそういう考え方は可能ではないかというのが坂元さんからお話があった点であろうと思います。

だいたい以上かと思っておりますが、漏れたところはございますでしょうか。

今申し上げました以上の点につきまして、きょうの積み残しのところが終わった後で、JBI側からの説明をしていただきたいと考えております。

次回は、31日、スタートは10時からということで、場所の関係もございましてお昼までと考えておりますので、よろしく願いをしたいと思います。

長時間にわたりましてありがとうございました。

以上